

平成 2 8 年

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

第 2 日

平成 2 8 年 3 月 1 5 日

忠 岡 町 議 会

平成28年 予算審査特別委員会会議録（第2日）

1. 出席委員は、次のとおりであります。

委員長	杉原 健士	副委員長	松井 秀次
委員	北村 孝	委員	是枝 綾子
委員	高迫千代司	委員	森 政雄
議長	前田 弘（オブザーバー）		

1. 欠席委員は、次のとおりであります。

なし

1. 本委員会に、出席を求めた理事者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室次長	柏原 憲一
住民部長	前田 忠嘉	健康福祉部長	萬野 義則
産業まちづくり部長	藤田 裕	教育委員会教育部長	長屋 孝之
教育委員会教育部理事	土居 正幸	消 防 長	森野 博志
消防次長	山田 忠志		

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
主 幹	藤原 直臣

(会議の顛末)

委員長 (杉原健士委員長)

昨日に引き続きまして、予算審査特別委員会を再開いたします。

(「午後1時00分」再開)

委員長 (杉原健士委員長)

本日の出席委員は6名ですので、委員会は成立しております。

審議に入る前に、南総務課長から昨日の予算審査特別委員会での訂正がありますので、発言を許します。

総務課 (南 智樹課長)

委員長。

委員長 (杉原健士委員長)

南総務課長。

総務課 (南 智樹課長)

お時間いただきまして、ありがとうございます。昨日、高迫委員より、任期満了日を踏まえての10月の町長選挙の日程が決定しているのかというご質問をいただきましたことに対し、10月23日を予定しておりますとお答えさせていただきましたが、10月23日が任期満了日でございます。選挙期日は任期満了日が終わる日の前30日以内に行うとの規定があることから、選挙期日と任期満了日が同じ日での選挙はできないということになりますので、訂正させていただきたいと思えます。

つきましては、選挙期日を10月16日の予定で再度調整させていただきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

委員長 (杉原健士委員長)

それでは、次に88ページから98ページまでの第4款 衛生費について、担当課の説明を求めます。

(東保険課長・吉田住民課長・軒野生活環境課長：説明)

委員長 (杉原健士委員長)

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員 (是枝綾子委員)

委員長。

委員長 (杉原健士委員長)

どうぞ、是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

91 ページの高齢者用肺炎球菌ワクチン接種事業委託料についてであります。この接種の可能な対象となる年齢についてですが、対象者を説明いただきたいと思います。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

高齢者用肺炎球菌ワクチン接種事業につきまして、定期接種の方と補助事業で行わせていただいている方がいらっしゃるしまして、定期接種のほうは65歳から100歳までの5歳刻みの方に接種券をお送りしております、65歳以上の方と60歳以上65歳未満の方で、一部障害、心臓、腎臓、呼吸器等の機能に障害をお持ちの方が対象になっております。補助事業につきましては、65歳以上の方が対象となっております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

よくテレビとかで、5歳刻みで65歳から何年生まれの人が該当しますよということで、国というんですかね、全国的な制度としてされている分と、忠岡町独自の制度と組み合わせあって、この予防接種の予算ということになっているんでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

こちらの予算書に計上させていただいてます分は、補助事業の分となります。忠岡町独自の分ということになります。定期接種の分につきましては、予防接種の委託料の金額の中に含まれております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、これは忠岡町独自の補助事業ということ、ワクチン接種の補助ということ

で、これは対象者は1回接種するともう、1回接種だけですね、補助の対象は。基本、1回接種されたら大体それで終わられるので、だんだんと打つ人が少なくなっていくという、新たに65歳になられた方という形ではありますが、例年、何名ぐらいの方が接種をされているのでしょうか。これは事務報告を見てもちょっとよくわかりにくいので、その定期接種の方と、助成事業で接種された方の年間の人数をちょっと教えてください。

保険課（東 祥子課長）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

一応定期接種の方は、年間で約300人ぐらいです。補助事業につきましては、今年度ですね、現在までで43人ということになっております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ちょっと同じような制度が2つあって、どちらで受けるかというところが本人の選択ということなのですが、どちらで打っても負担額は、本人自己負担は大体一緒の金額ですか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。東課長。

保険課（東 祥子課長）

同じ金額です。自己負担は、どちらも3,000円ご負担していただくという形になります。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

では、5歳刻みの方については定期接種のほうの券か何かがあるわけですね。そしたら、それで受けてくださいと。それ以外の65歳の方は、忠岡町の補助事業のほうでという形で案内があるわけですね。

保険課（東 祥子課長）

はい、そうです。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

肺炎球菌ワクチン、自分で全額実費で打たれる方もいらっしゃるかと思いますけれども、これはよく入院されていたりとか、あと施設に入っていたりとかで、忠岡の町内の医療機関で受けられないという方は、他市の入院先とか、そんなところでもこの制度を使つての接種はできるんでしょうか、忠岡町独自のものについて。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

可能でございます。償還払いという形になりまして、一旦お立て替えいただいて、後でお返しさせていただくということになります。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。ありがとうございます。

よろしいですかね。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ、続けて。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

次ですけど、91ページの住民健診の委託料についてですが、受診率が少しずつ向上してきていると。27年度は無料にされたということでしたね。住民健診といっても、特定健診はここに入っているんですよね。ちょっと住民健診のこの内訳ですね、すみません、全体で2,187万4,000円としか書いてないので、この住民健診の委託料の、何健診が入っているのか、ちょっと説明してください。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

一般健診、特定健診、この特定健診といいますのは、町独自で行っております追加項目

の分はこちらで予算しております。で、国保の特定健診の分につきましては、国民健康保険の会計のほうで計上させていただいております。この委託料の中には、一般健診、若年の方の一般健診の分と、特定健診の追加項目の分、それと前立腺がん検診、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、胃がんリスク検査が、今回の予算で計上させていただいてる分でございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、特定健診の受診率の分は国保の会計のほうでお聞きしたほうがよろしいですかね。

保険課（東 祥子課長）

はい。

委員（是枝綾子委員）

それ以外の健診のことについてお聞きしますが、今回のこの追加で胃のリスク検査の分について、どういった制度なのかをご説明ください。簡単でいいですけど。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

胃がピロリ菌に感染し、胃粘膜の萎縮が起こると胃がんになりやすくなりますので、血液検査により胃粘膜の萎縮の状態とピロリ菌の感染を調べるという検査でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

この胃のリスク検査、実施方法ですね、どこで、いつ、そして対象人数とかは。あと負担金があるのかなのか、そのあたりを教えてください。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

こちらのリスク検査につきましては、住民健診の開催時と同じ時期で、5月に始めさせていただきます。対象者は、忠岡町に住民票のある40歳から74歳の方で、一定胃の治療ですとか、特定のお薬を飲まれてない、腎不全とかいう方は対象外にはなるんですけども、一生涯に1回のみ検査でございまして、負担金は500円で、検査できる機関としましては、一応町内の医療機関と保健センターでの集団健診と両方で受けていただくことができます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

その検診車が来ての健診のときにもできるということと、あと町内の医療機関、どの医療機関でもできますでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

そうですね、安藤先生、おくだ先生、加藤先生、聖祐病院、中川クリニック、広部クリニック、真嶋医院、村田内科、やぎ医院、八木レディースクリニック、安明医院と、町内の医療機関、ほとんどできます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

町内の医療機関で、いつでも、実施期間の限定もなく、対象人数何人という制限もなく受けられるという、そういったものですね。

保険課（東 祥子課長）

開催時期は住民健診と一緒にしますので、4月の時期はちょっと受けていただくことはできないんですが、5月以降ですね、住民健診が始まってから3月末までの間ということで。ただ、一生涯に1回ですので、一度どちらかでお受けいただいとるか、もう既に胃の何か治療をされてるとかという方は対象にはなってはまいりませんので。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。胃がんはほとんどピロリ菌が原因ということですので、これでかなり胃がんが減らせるということで、大変いいことだと思います。

そしたら、がん検診、この予算のほとんどががん検診だと思いますけれども、がん検診、忠岡町、500円という有料に設定されているものと、あと無料化が去年、肺がん検診のみですかね、無料になったのが。500円のその無料になったということで、検診を受ける方が増えられたかどうかという無料化の効果についてはどうでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

一応、27年度2月末時点の実績といたしまして、肺がん検診が前年度336名だったものが634名、胃がん検診が286人だったのが374人、大腸がん検診は627人だったのが720人、子宮がんについては725人が672人、これはちょっと今現在では減った状態でございます。乳がんにつきましても、627人が547人ということで、2月末までの実績でございますので、3月に一気にお受けになられる方もいらっしゃる可能性がありますので、見込みとして子宮がん、乳がんも前年度並みぐらいにはなってくるであろうというところ辺でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

今お聞きした5つのがん検診で、それぞれ昨年度と比較、大体されて、肺がん検診だけが無料になりましたら倍に増えているなということで、他はそんなに大きくどっと増えてないんですけども、やっぱり無料ということで、多分忠岡町のがん検診、500円の負担あるないという、がん検診は特定健診とセットということが言われているので、特定健診の無料化はされましたよね、去年からね。去年からされたということで、他の検診の部分も少しずつその分でアップしているんじゃないかなというふうに見えると思うんですが、肺がん検診を受ける方がこんなに倍に増えるというのは、やっぱり肺がん検診の無料化ということも効果が一定あったんじゃないかなというふうにも思いますので、他のがん検診についても無料化ということもひとつ検討をしてもいいんじゃないかなというふうに思います、その点いかがでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

そうですね、肺がん検診につきましては、特定健診とセットで受けていただくようにご案内もさせていただきまして、もちろん無料にさせていただいたというのも受診率アップの要因ではあったかと思えます。で、あと、昨年度、未受診者の方に個別はがきのほうも送っております、それについても一定の効果があったであろうということも思っております。で、他のがん検診の分の一部負担金を無料にすることにつきましては、他市さんとの兼ね合いもございまして、他市さんはまだがん検診についてはご負担金を取られているところも多数ございますので、本町の財政状況も考えながら検討してまいりたいと思えます。

委員（高迫千代司委員）

ちょっとすみません。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

先ほどのピロリ菌のことでお伺いしたいんですけどね、一生涯一度というふうにご説明されてました。これはピロリ菌の検査というのは、検査を受けてピロリ菌がおれば、1週間ほど薬飲んで、もう一遍受けるんですね。その2度目を受けるときは、一生涯一度は外れているわけですか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

胃の治療を受けられたり、胃の除菌処理ですとか、そういうのをされた方については、もう対象にはなっていないということになります。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

そうしますと、ピロリ菌検査を一度受けていただいて、なければ問題ないんですね。住民の健康を守るという点では、ある人をどうするんかということをお考えいただいとると思うんです。ある人は治療を受けて、次のときにはもう既にその対象外ですと。もう一遍

薬を飲んで、それでもまだあかん人がおるらしいですね。そんな人はまたもう一遍やるんですよ。つまり、4回ぐらいせなあかんのですかね。その場合でも最初の1回のみだということになりますね。これはその仕組みというのは、どこかで決まっているんですか、忠岡町独自で決めはったんですか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

他市さんのされている事業ですとか、そういうのもちょっと検討させていただきまして、どちらもされてるところは1回のみというところが多うございますので、一応確認させていただいたところは全て1回ということでしたので、本町のほうも一応、全然今まで胃の病気もなく何もない方、健康な方であるかないかを調べるための検査ということで、おありになったら除菌ということになりますので、医療機関のほうへかかっていたいで処理をしていただくことになります。

聞いている話では、ほとんどの方がその除菌をすることによりまして菌がなくなると。議員おっしゃられている方については、一部その方がいらっしゃるんであろうかとは思いますが、一度ほとんどの方がその時点で除菌が終われば菌がなくなるというふうにこちらのほうは確認しておりますので、それで一生涯に1回のみという形で設定させていただきました。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

つまり、一度受けて、菌がなければ問題はない。菌がある場合は、薬を飲んでもう一遍検査しますね。それは検診ではなしに医療の分野だ、こういうふうに今お答えいただいているわけでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

そういうことになります。

委員（高迫千代司委員）

わかりました。

委員（是枝委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

忠岡町の住民健診の受診率が、大阪府下の中でも大変低いほうだというふうに、資料を見ても25%いってないということで、少しずつ担当課は努力されて、個別にも通知を出したりお知らせして、受診率は少しずつアップしてきているけど、やっぱりほとんど最下位に近い状態であります。で、これってというのは、やはり健康、予防していくという点から、また早期発見、早期治療、行く行くは医療費の高騰を抑えるということにもなっていくということにもなりますし、そういったことから受診率を向上をもっとさせていくというために、がん検診の無料化、特定健診は無料化していただいたんで、がん検診も無料化していくということが、数字からいってもやっぱり向上していくんではないかと思しますので、がん検診の無料化ということもぜひ検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

無料化につきましても、また他市さんとの研究させていただいて、検討を重ねていきたいと思えます。で、あと受診率向上のためにほかにできることといたしまして、今年度につきましても、受診機会を増やすということで、健診の受診できる集団健診の日にちをふやしております。日曜健診につきましても、27年度、今年度ですね、昨年1日開催いたしましたところ盛況でございましたので、春の時期にももう1日増やしまして、日曜健診を年間2日開催する予定でございます。

あと、受診機関の追加といたしまして、女性特有の子宮がん、乳がんの分につきまして、泉大津市立病院と、それと府中クリニックさん、旧サティのところがございますクリニックさんと契約しまして、女性特有の分についてはそちらでも受診していただけるように受診機関を増加させる予定としております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

乳がん検診、結構いっぱいになって、もう受けられないという、毎年受ける方がたくさん多いところなので、そういった受けるところがふえるという、受診機関がふえるというのは本当にいいことだと思いますので、ぜひ実施していただいて、受診率向上と住民の健康を守っていくためにとご努力いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、次の質問ですが。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

すみません、91ページの妊婦健診の委託料についてですが、助成額、昨年度引き上げていただいて、国基準並みということですが、それだけでは十分足りないところもあるんじゃないかということで、増額をね、一般質問等で高迫議員もしておりますが、今年度、増額については考えていらっしゃるかどうかという点と、あともう一つ、クーポン券、河野議員が一般質問でもこれまでしてまいりましたが、クーポン券について、やっぱり妊娠中毒症とか、いろいろその人によって健診の回数が14回ではない方もいらっしゃるかと思いますので、そういった方についてはクーポン券、補助券が残ってしまうので、それを15回目とか、そういったときに使えるようにならないかということについてなんですが、2点お願いいたします。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

妊婦健診の委託料につきまして、助成の金額につきましては、昨年度と同額で14回の11万6,840円ということで予算のほうをさせていただいております。

あと、クーポン券、補助券の使い道なんですけれども、こちらのほうは14回以上行かれたときに補助券のみでも使用できるような形で要綱のほうを改正いたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ありがとうございます。クーポン券ね、補助券のほう、14回以降も使えるということは本当にいいことだと思います。ぜひよろしくをお願いいたします。

それと、助成額なんですけど、11万6,840円、忠岡町は補助してはいますが、大阪府下ではそれ以上出しているところも幾つかあるかと思うんですけど、ちょっと最近のことがわからないんですが、大阪府下でこれ以上出しているところというのは何市町村ありますかでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

ちょっとすみません、今手持ちでは資料ないんですけど、北のほうで2市ぐらいが12万円を出されてたと思いますので、この11万6,840円の金額はそんなに低い金額ではないかと思っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。実際にそれ以上、健診等がかかっている、医療機関によってはなるかと思っておりますので、増額についても要望いたします。

それとあと、91ページのペアレントサポート事業の委託料についてですが、新規ですね、これ。新しく新年度からということですが、その事業内容と、あと対象者。あと事務の委託先はどこでしょうかという、その点についてお願いいたします。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

こちらの事業につきましては、発達障害児の保護者が子供の特徴や効果的な対応の方法を理解することにより、負担の少ない子育てができるようサポートすることを目的とする事業で、内容は発達障害児への家庭での対応について行動療法の考え方にに基づき、一人一人の子供に合った効果的な対処法を身につけるためのペアレントトレーニングの実施と、保護者同士のネットワーク形成、不安の軽減を図るための相談支援体制の整備でございます。

こちらの対象者につきましては、忠岡町に居住し、乳幼児健診の経過観察、または児童発達支援等の療育を受けている子供、幼児または小学校低学年までの児童と保護者という

ことになります。

こちらの事業の委託先といたしましては、社会福祉法人三ヶ山学園でございます。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これは新しく新規でということですが、これはいつ行ってもいいということではなく、期間が決まっているとか、何回とかということもあるかと思うんですが、具体的にはどのような期間、回数、されるんでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

一応期間といたしましては、4月から来年の3月末までの間に6回、こちらは行動療法に基づいたプログラム研修を受けているインストラクターによる4人から8人のグループ運営でございまして、本町の分は短縮版の幼児版プログラムで全6回のプログラムでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、忠岡町もだんだんと発達障害というんでしょうかね、不定形の発達の子供たちのいろいろふえてきているという、そういうね、予算上もそういうふうにならざるを得ない状況で、こういった家庭への支援ということは大事なことでと思います。このPRというんですか、お知らせ方法についてはどのようになっていますでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

一応ホームページと広報紙ですね、そちらのほうでお知らせをさせていただきたいと思っています。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。そしたら、これね、対象者がたくさんで、希望者がいっぱい、グループで6回しかないということですので、限られてくると思うんです。希望者が多い場合といたときには、また回数も増やして増額もしていただきたいと思いますが、その点については可能でしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

その点につきましては、今のところ予算上では一応4人から8人のグループでグループを組みますので、それだけ対象児がおるかどうかというところ辺もございまして、増やすということはちょっと今年度は、予算をこれ組みましたので、こちらのほうでできる範囲でさせていただきたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

場所は、三ヶ山学園でするわけではないですね。忠岡に来てもらってするということなんです。

保険課（東 祥子課長）

はい。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、来てくれてやっていただくということですね。実際に初めてなので、どのぐらい来ていただけるかということにはちょっとわからないと思いますが、たくさん来られた場合に、希望者がたくさんあれば増額して回数も増やすということで対応してほしいということで申し上げているので、少なかったら少ないで、それはそれでこの予算の範囲内でおさまれば、それでいいんですけれども、そういった状況がね、この予算がこれだけじゃなく、状況に応じて増額もできるものなのかどうかという点でちょっとお聞きしたので、その点についてはどうでしょうか。

保険課（東 祥子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

東課長。

保険課（東 祥子課長）

中身につきましては、事業費の中身はインストラクターさんの人件費ということになっておりますが、一応契約は年間で上限額を契約いたしまして、その中でということになりますので、追加契約とかいう形になりましたら可能になってくる部分もあるのかなとは思われますが、またちょっと検討してみたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

今、いろいろと町中でも本が、発達障害児のそういう運動とか遊びとかの中で、その発達を促進するという本が出てまして、ちょっと見たら柳沢先生とかが書いてはったのを見たら、あ、保育所でもこんなやってるなあと思うようなところから、親が家でこんなふうにしたらという本もたくさん出回っていて、かなりそういうトレーニングというのが出てきてるということなので、できるだけ発達障害で保護者の方ね、大変困ってはるというんですか、いろいろとそういったサポートというところと、あとその親同士の交流の場にもなるということで、こういうのに参加申し込みが少なかった場合については、そういった、行きましようということでもっともっと参加を呼びかけていくということでしたらいいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

いいですか。

委員長（杉原健士委員長）

続いて、どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

すみません。そしたら、92ページの葬儀執行等委託料についてですが、これも河野議員が一般質問で以前されてたと思います。町営葬儀の家族葬をされる際に、なかなか、例えば自治会長さんをお願いしないで自分たちですという方のちょっと準備がね、うまいことようになってないケースが幾つかありまして、そんな際にスムーズにいくように忠岡町のほうで援助していただけないかということについてですが。

住民課（吉田裕之課長）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

吉田課長。

住民課（吉田裕之課長）

ただいまのご質問ですけれども、家族葬での準備のスムーズ化ということなんですけれども、斎場を利用する方に対しましては、我々職員が葬儀がスムーズに行えるように、ふだんは対応させていただいておるところでございます。また、利用者の方にとりましては、みずからが役場に来ていただくということや、また、花新さんでの打ち合わせに足を運んでいただくというようなことがあります。これにつきましては従来より同じようなシステムで行わせていただいているところでもあります。

これをまた民間のほうで行っているようなことをするとなりますと、最終的にはお金もかかるというふうに思われますので、喪主さんには負担かもわかりませんが、今の現状で行いたいというように考えております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

家族で準備をするということですので、慣れていないということがまず第一にあるかと思えます。その際に相談に乗っていただけるという、そういった窓口というのはどこになるのでしょうか。

住民課（吉田裕之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

吉田課長。

住民課（吉田裕之課長）

今ちょっとお話しさせていただいたように、住民課のほうでまず葬儀のほうをどのような手順でというような形のものを、まずもってお話をさせていただく中におきまして、本当に祭壇を使わずに、自分たちだけの家族葬であるならば、お花で飾ってあげるとかいうような形も、最近のお葬式の中には増えてきておるといように感じております。

委員（是枝綾子委員）

すみません、委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

住民課で相談に乗っていただけるとのことなんです、ということでちょっとお聞きしますが。

住民課（吉田裕之課長）

はい、どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

住民課のほうで相談に乗りますということで、そういったケースについてはね、これをそのようにご家族の方におっしゃっていただいたら、住民の方も、そのご家族も相談しやすいんですけども、そう言ってもらえなかったら、相談をどこでしたらいいんだろうということになりますので、そこはわかるように、相談に乗りますということはお声をかけてあげてください。

住民課（吉田裕之課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。吉田課長。

住民課（吉田裕之課長）

わかりました。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

次に、94ページの廃棄物減量等推進審議会委員報酬についてですが、これもほとんど開かれていない委員会だと思います。白色トレイをスーパーの店頭で回収するということに1回開いたというふうに、以前、去年ですね、お聞きしましたけれども、それ以外にも何回か開かれていらっしゃるのでしょうか。また今年度、28年度、報酬が組まれておりますが、開催する予定はございますでしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

28年度につきましては、開催の予定ございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

それはどのような内容のことを審議するのでしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

これはまた後でご質問いただくやに思いますが、今回、一般廃棄物の処理計画を見直しということで、委託料も計上させていただいておりますので、その部分で開くというような形になると考えてございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

処理計画、5年ごとにつくっておりましたかね、見直しで。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

5年前の処理計画をつくるときは、審議会、開かれましたでしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

はい、開いていると思います。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。

委員（高迫千代司委員）

すみません、委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

95ページに塵芥収集の委託料が出ておりますけれど、これは昨年と変わりございませんか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

この分につきましては、昨年度より3%上がっております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

理由は何でしょう。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

この分につきましては、平成17年から22年までの間に、私どもと収集委託業者の間で、財政難の部分で17年につきましては前年度比3%の減、19年につきましては2%の減、20年につきましては1%の減と減額を要請させていただいております。その部分が、今年度、28年度については前年度比3%戻りの増とさせていただくと。なお、27年度については前年度比2%の増とさせていただきました。その前の26年については前年度比1%の増とさせていただきました。ということで、今年度28年度については、業者さんとの次年度の交渉に当たりまして、その辺もあわせて話をさせていただいた結果、前年度比3%の増とさせていただくという結論に達しましたので、その分を計上させていただいております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

確か去年も上げはったと思うんですけどね、私らこれ、予算をずうっとお話しさせていただいてまして、大体いろんな住民の要求が出てくるときに、忠岡の財政が厳しい、財政健全化の折それはできませんということはずっと聞かせていただいているんです。私たちは財政はもっとやっぱり見直すべきところがあるでしょうということもお話しさせていただいています。それはこういう分野のところの見直しを求めているんですね。

ところが、住民の願いに応えるところは財政が厳しくてできない。見直しを求めているところについては、逆にお金を上げていく見直しをされている。これはどうなんですかね。私もいつも財政課のほうにお聞きしてるんですけどね、あと一、二年しんどいんやと。その先になったら、少しは展望が開けてきますと言うてね、ずっと聞かせてもらってるんです。わざわざしんどいときに、これ何で上げるんですか。ちょっとその辺は相手のあることですから、一方的に決めつけることはできないとは思いますが、話のしようというのはあるんやないですか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

当然、我々も町財政が逼迫しているというのは認識しておりますし、その中での話し合いというような形で折衝させていただいております。今回3%計上させていただいた部分についてだけじゃなしに、出てきている部分については、公共施設のごみの委託料、この部分につきましても以前は支払いをしていた時もございます。この部分につきましても、28年度については計上させていただいております。今までどおり無償で取っていただくというような話にしてございます。

また、粗大ごみにつきましてもここには出ておりませんが、かなりの金額を17年から21年までの間に、例を挙げますと、17年については前年度比3%の減、18年については5%の減、19年については2%の減、20年については16%の減、21年については10.6%の減というような形で協力してもらいまして、先ほど申し上げたように26年度以降、前年度比1%、2%、3%と増とさせていただいて、ほかの部分についても財政難という部分についてご協力をいただいております。

その辺もあわせて、今回、26、27、今年度28ということで上げさせていただいて

る部分については、今まで全国的に労務単価等上がってきている中で、いつまで我々は置いてけぼりにされるんやというようなお話も再三出てきておりまして、1%、2%、次3%という形で減額させていただいている部分について、ご協力いただいている部分については、その逆でございましたが、そういうふうな形で1%から上げさせていただいているということで交渉させていただいておりますので、その辺ちょっとご理解いただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

役所の職員さんは、ことし初めて人勧でカットなしに上がるというふうなことはございましたけど、それまではずっと減額をして頑張ってきてくれはったんですね。で、住民の皆さんも、健全化計画で使えるものも使えない、あったサービスが受けられない、そんな状況が続いていますよ。ただ、忠岡町が病院を閉めるときなんか、本当に大変な財政で厳しいですから、そういうこともわかっているから、何が何でもというようなことで、まだまだおっしゃっていないで抑えてはる人はいっぱいいてはるんです。いてはる中で、過去に協力してくれたんやから、もう上がってもええやろというふうなところで本当にいいのかなど。

今、課長さんもおっしゃってるように、あと一、二年は財政厳しいという見込みは、我々みんな資料をもろうているわけです。もらうまでもなくご存じやと思うんですね。そうしたことを踏まえて、その話し合いはされるべきではないんですか。過去に減った分がもうぼちぼちいだろうと。ほんまにもうぼちぼちええんやったら、もっと住民のサービスや健全化計画でとめてるやつを一緒に上げたってくださいよ。それをしないでね、この分野だけ戻しますというたらね、やっぱりそんなん納得してください、ご理解いただきたいと思われたいと言われたって、理解でけへんでしょう。行政というのはそういうものやと思うんです。毎日来られて、うるさいから、それなら上げようかと、そういう簡単なものやないと思えますんでね。全体の流れを見てお考えいただいていると思えますから、それを見たらね、ここだけ戻そうかというふうにはならないのではないかとこのように思ってるんです。

私ら、見直すべきところは、そうしたところをやっばりもっと必要なときもありますよということをお願いしてきてるんです。今、直接お話ししてるのは、このごみの収集だけですが、こうした分野がいっぱいあるということは、今まで話をずっとしてきましたからね、ご承知やと思うんです。その一番この取っかかりで、そんな簡単に、わかりました、交渉して上げますというようなことになったら、あと全部なし崩しですやん。これ、もう

一遍考え直していただく必要があるというように思いますけど、いかがですか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

我々もただ単純に上げさせていただいたというような形ではございませんので、再三相手さんともお話しさせていただいて、その中で、減額をお願いしているときの経緯、要は何年先には戻すというようなお話もあったように聞いておりますので、その辺の中でこれからの交渉の舞台につくに当たって、要は以前の部分についてフラットにしてから話をしたいというような業者さんのこともございます。また、要はその中で、先ほども申し上げましたとおり、労務単価等の上げ幅がどんどん上がっていくと。要は、平成17年からそういう形で協力している部分で、もう10年たっているのではないかと。当初の話と大分違うなというようなお話もありますので、交渉の中でまだ言われている部分がございますが、その部分は以前どおりそのままお願いしたいというようなことをあわせて、今回この3%を上げることによって、その辺の経緯が終わってしまいますので、29年からは値上げの話もなくなってくるのではないかなというふうに考えてございますので、そういうところ辺も考えて、うちのほうとしては計上させていただいたというふうに考えてございます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

過去の経緯がどうあったかということは、私ら記録を見せてもろうてませんからわかりません。どんな引き継ぎが軒野課長さんにあったのかということも、私らは聞いていません。わからないんですね。その上で、前回上げたときはどんな理由をおっしゃったかというたら、消費税が上がったからと言うたんです。その都度、話の中身が変わるようでも困りますし、それはちゃんとこういう約束をしていましたと言うんやったら、我々に示してもらたらいいんです。そしたら、別に軒野さんの責任だけでやってるんやなしに、前任者がそういう交渉しとったというんやったら、それは忠岡町は忠岡町としての返事をしてるんやったらね、軒野さんの一存だけではないかと思えますから。でも、そうしたものを私たちは一度もお示しをいただいたことないんです。結果的にこうなっているんですよと今ごろ説明されても理解できないですし、ましてや前回、消費税やと言うてるんやからね。今まだ10%上がってませんよ。そういうふうなもっと一貫性のあるお話をしていただい

て、その資料の裏づけも出していただいた上で、上げなければなりませんということやったらわかりますけど、そうでなければ住民の皆さんの辛抱しているところは辛抱しといてもらうてね、町はお金がないですよと言うて、こっちはないはずのお金が出てくるんですよ。これは住民サイドから見たら納得できないですよ。

それは、福祉センターも1週間に6日あけます、文化会館もそうしますというようなことでずっと進んできてるんやったら、まだここもちょっと一部修正しますと言うてきたら、まだ納得しはる人はおるかもしれません。厳しいんやったら厳しいなりの対応をやっぱりしていただかなあかんのやないでしょうか。

委員長（杉原健士委員長）

答弁、されますか。

生活環境課（軒野成司課長）

すみません。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

我々も何もしてない部分ではないと係としては思っておるんです。先生ご指摘のように、平成26年については消費税が確かに上がりましたので、そのお話をさせていただきました。要は、この部分、2%上げたときの部分についても、2%上げさせていただいた旨のことを答弁させていただいているように記憶しているんですが、一応そういうふうな約束事がありますよということで、それを引き延ばしに引き延ばしている中で、今回上げさせていただいてるといような形をとらせていただいておりますので、引き続き業者との交渉はさせていただきますが、要はその中で一応3%上げさせていただいてるといような形でありますので、28年度についてはそういうふうな形で業者との話し合いの中で計上させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

わかりました。その約束事というやつを出してください。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

これは、この前のヒアリングの中でもちょっとお話しさせていただきましたが、文書としての部分はありません。そういうことを業者のほうとの交渉の中で、誰々からそういうふうな話をして、そのときにあったというふうな形で、我々についても、その忠岡町としての中にそういうものが残っているかということ、ありませんので、一応そういうふうなお話がありましたというような形でございます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

役場の職員さんというのは、大事な記録は残していなかったということを今お話しただいているんですね。これほど対業者とか、対怖い人とかね、いろんなときの場合には、どんな記録を残していたかというやつがいろんなところで問題になってます。この間の甘利さんもね、ちゃんとURも業者も記録を持っているんですよ。だから、どんな経過であったかというのがわかるんですね。公務員というのは、今そういう仕事を求められているし、されているわけでしょう。こんな大事なところで、引き継ぎがあったけれど、それは文書もない。ひょっとしたら軒野課長さんはずですね、その話を正確にちゃんと聞いているかどうか、引き継ぎがあったのかどうかについても、私は今聞いてませんけどね、聞いてませんが、あまりにも不十分な引き継ぎのやり方で仕事をさせられているとなったら、こんなん、約束あったかなかったかもわかりませんよ。

だから、約束があったというんやったら、そうしたものが残っているとかね、そういうふうな形でお示しいただいたら、私らも役場で報告していて、ああ、あのときの課長さんや部長さん、私らに教えてくれなんだんやなということになりますけどね、今こうなってきた段階でも、そんな文書も何もないんですというようなことでは、そんなことで仕事をしとったら本当にいいのかなというように思いますけどね。日常業務で、そんなことずつとならないんですか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

私の言葉足らずがあると思うんですが、この部分につきましても、前任者からの引き継ぎはございません。こういうふうな話があったというような、交渉の中で業者のほうから出た話でございます。ただ、うちのほうで文書があるというのは、こういうふうな形で減額をお願いしているという部分につきましては、明確に文書引き継ぎしておりますので、

何年に何%お願いしたというような形の部分は残ってございます。ですので、その部分につきまして、今まで戻していないというような形の部分については、そういうデータがございまして、それが3年先に戻すというような話があったと私はここで申し上げましたが、この部分につきましては、交渉の中で業者のほうからそういうお話が出たというふうにご理解いただきたいと思います。

ただ、忠岡町として業者に対して、この年度にこれだけの減額をご協力いただきたいと思いますという旨の部分については、平成22年までそういうふうな形のデータが残ってございます。その部分について、いつになったら戻してもらえるんやというようなお話し合いがずっと続いてきてございまして、その中でそういう話が出たというふうなことでございます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

経過はよくわかりました。何となくそんな感じはしとったんですけどね、どの年度に幾らご協力いただいたかというのは、これは資料を見たらね、別に業者さんに言われんでも忠岡町は幾らでも資料をつくれると思うんです。問題なのは、その当時、その値引きの話をした方が、何年たったら戻すという約束をしていたというのは、軒野さんは引き継ぎを受けたのではなく、話をしている業者の方から聞いているということですからね。これはその辺の仕事の問題が一番引っかかっているんです、私、今。

大事な交渉事にはちゃんと記録を残すというのはね、今、役所の本来の仕事の部分やと思うんですよ。そうしたものもなしに、業者の方から言われるとおりに、何年後に戻すと言うてるんやさかい、約束守ってやと言うて、それを防いでるというんかね、そんな交渉ばかりしとったら、それは大変ですわ。だから、そういうふうな資料も何もないのであれば、それをもう一遍当時の人に聞き取りしてもらおうとか、何でそないしたんやとか、全部聞いてもろうて資料を出してもろうた上で交渉せないかんと思いますし、それに基づいて値上げするかせんかというような話を議会に出してきてもらうときには、そんな資料もつけてもらわんことには、私らは、いや、わかりませんねん、業者から言われて何年後に戻しますと言われて、で、責められて責められてしょうがないから、今度戻しますんやというような話では、それは納得できないと思いますよ。まず、その記録のあり方ですね。これを明らかにしていただく必要があると思うんですけど、いかがでしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

確かに議員さん言われるとおり、我々の交渉の中で、業者さんからその旨を聞いて、それがこちらのほうでそういうお話をさせていただいたかどうかというのは、帰ってきてから確認は取ってございませんし、また、交渉の中でそういう話が出てきましても、これは当事者、うちのほうでは皆さんおられませんので、業者さんのほうから言われてるだけの部分についてうのみにしてどうのこうのとは考えてございません。

ただ、現実的にうちのほうからそういうお願いをして、ご協力をいただいて、その中で10年、この3年という話が向こうさんが言われているやつをこっちへ置いといたとしても、ここ10年について、金額についてそのままになっていたというのは事実的にあるわけでございます。その中で、うちのほうとしても、これから先の交渉事、これはもう絶対、収集業者につきましましては新たに業者さんのほうで、人口がうちのほうで増えて、今の業者さんで対応できないであるとか、何らかの事情で廃業されたとか、何かの事情がない限り、一般廃棄物の処理計画の中でそういうふうな形でうたわん限り、なかなか増えていくものでもありませんし、ということはこれから先も今の業者さんとは長いつき合いをしていかなあかの中で、交渉事、これからもいろいろ出てくると思うんです。

その中で、今回、今の案件だけじゃなしに、いろいろなご質問、これからも出てくると思うんですが、例えば委託料に対してのうちの算定基礎は持っているんであるかとか、この業界につきましましての部分でほかの市町村等にも確認をしているんですが、いろいろな部分が出てくると思うんです。その中で改善していくというような形を我々にとっていかに得んというふうに考えておりますので、その全体のことを考えながら、今回の部分について一応1、2、3のような形で上げさせていただいて、これで一応うちのほうから大きく減額をお願いしている部分、あともあるんですが、そういうふうな交渉の中で、今回についてはふえておる公共施設のごみ、例えば小・中学校の給食のごみであるとか、その辺がかなりふえておる部分につきましても、無償でそのままいただいているというような交渉もさせていただいてございまして、その中で今回、10年延ばしている部分について上げさせていただいたというような、交渉の手段として上げさせていただいている部分がございますので、その辺でこれから先もそういうふうな形で業者さんとは交渉を続けていきたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

記録も残していない中で、そういうふうな引き継ぎがあったというようなことだけで話

が進められてはいかんというのは、これははっきりしてると思うんです。で、一定以上の長いスパンでつき合いをしているから、この辺で上げたらないかんなどというふうなこともあるかと思うんですけどね、そんな場合は、先ほど私が申し上げましたように忠岡町全体を見てくださいますよ。住民のサービスは下がったのが、まだそのままなんです。使える施設がなくなっていったのもそのままなんです。いろんな分野で、1万7,500人の住民の皆さんは辛抱しているところは辛抱してるんです。業者の方だけが長いつき合いやからね、まあちょっとこの辺で上げていこうかというようなときがあるんやったら、ほかのところも戻してあげてください。でないと、ここだけ戻しますわと。これは全部据え置いておきますわというたら、これはやっぱりおかしいです。その辺はちゃんと考えてやっていただきたいというふうに思います。

その前に町長さん、すみません、もう一つね、公室長さんにちょっとお聞きしたいんですけど、今、引き継ぎの記録、話し合いの記録、その他の役所の仕事の上での問題が出てきたように思うんですけどね、忠岡町は今、そうしたいろんな業者であるとか、クレームを持ち込んでくる人なんかも含めて、記録というのはとっておられないという方針でやっておられるんですか。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

当然、ご相談等々ございましたら、そのあたりというのは記録をとっているものと考えております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

今、考えていますということやけど、現にないという話を今聞いていただいたとおりなんです。この点は、やはりちゃんとその原則に基づいて運営していくということでのご指導はいただけるでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ、公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

そのあたり、十分に徹底してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

今、公室長の答弁のように、記録は絶えず残していかないかんとと思いますが、いろんな記録は残してるんですけども、この部分についての交渉記録というんですかね、課題、宿題がなかったようなことでありますね。この流れの交渉については、私としては生活環境課に任せっきりであったということで、歴代の職員の引き継ぎもあったやろうし、残さないかん記録もあったと思ってるんですけど。

業者との仕事の進捗、また、そういった値段交渉というんですかね、価格の設定、こういったことについては本当に真剣にやってくれています。非常に大変なことだと私もわかりながら、助言をしたり、また指導もしているんですが、皆さん方ご承知のように、この業者との関係は、オーバーなことを言うと、日本国経済というかな、そういったようなことが背景にもあり、新聞紙上等の動きなども見てやっているわけで、非常に町内経済との乖離も見られている中で、非常に苦しい交渉は絶えず聞いてます。

ご承知のように、アベノミクスというのがありますが、これの経済の動きを見てみると、人件費の高騰とか材料費の高騰とか、消費税の問題とか等々、非常に国民負担の大きい問題というのか、好循環になればこれは非常にいい景気になっていくんですが、この面は非常に強調されているように、国民生活にとってはしんどい部分です。しかし、この交渉の中には、そういった日本経済の立場に立った部分、日銀の経済志向、そういったものもくみせないかんとということで、生活環境課の担当課にとっては非常に苦しい交渉をせたらわかれていたわけです。町内の産業経済の振興や経済力の問題からいくと、非常に離れた点があるわけですけども、この交渉についてはやむを得ないのかなという意味で私は見えています。

先ほど原田公室長が言ってるように、記録はやっぱりしっかりととっていかないかん。とっておくことが町民に対して負託に答えていくことだと、こういうように思っていますので、きょうの皆さん方の疑問には、反省をしながらやっていきたいと思いますが、私も経済的には疎いほうですので、やっぱり上げらなあかん部分というんですか、そういう部分についてはやっぱり出していきたいという点も持っておりますので、ぜひぜひご理解を賜って次に進めていただけるとありがたいと、こういうふうに思います。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

経過からしてね、私らは事情がちゃんと伝わっていない課長がこれを交渉しているというのは、相当しんどい話やと思いますよ。ご苦労はわかりますが、経過からしたら、やっぱりおかしいものはおかしいというふうに思ってます。これをやるのであれば、もう少し住民サイドの分についてもやっぱりこの際お考えをいただきたいなというふうに思ってますんで、その辺は町長さん、バランスを見て、よろしく願いいたします。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

十分考慮していかないかんと思っております。一住民や、非常に何というんですか、一部の業者に優遇なことではいかんということ、心に十分会得しております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

95ページの粗大ごみ電話申込事業委託料についてです。これは毎年申し上げておりますが、これは電話の受け付け件数ですね、何件でしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

すみません、電話の申し込み件数、収集の委託の件数は、これは1月末日で、まだあとありますので、ちょっと出てきていない部分があるんですが、727で、要は申し込み、取りに来てくださいという件数がそれで、あと相談件数というのがございまして、この分については1,736件。

委員（是枝綾子委員）

何の相談ですか。

生活環境課（軒野成司課長）

要は、粗大ごみの収集を依頼するだけじゃなしに、この部分につきましてはどう、持ち込みの部分についても相談なども含めて、相談事が先ほど申し上げました1,736件と

というような形になってございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

電話の受け付け件数が727件、相談についてはちょっと除外いたしますが、粗大ごみのまあ言うたら件数が事務報告で、これですね、12月から11月までの1年間で3,361件とあります。そのうちの727件ですから、電話で引き取りに来てくださいという申し込みについては、全体の中の4分の1から5分の1ぐらいの電話の申し込みだというふうに思うんです。

これ、委託というのは、専門的とか、忠岡町にそういうものがないからということで委託せざるを得ないというものは委託しないといけないんですけれども、電話の受け付けというのは別に専門性とか資格が要るとか、そういうものではないので、これは以前は忠岡町が役所の職員さんで受け付けをしていたものが、泉大津が粗大ごみの受け付けセンターか何かをつくったので、忠岡町も一緒にそこに出資して共同でするところから委託に変わったという経緯がありまして、それで、またそこから忠岡町、そこが解散になるとか何かで忠岡町が抜けたら、もとに戻せばいいものを、そのまま委託をしたという、知らない間に委託がされてたわけなんですね。

ということで、もとあったところに、忠岡のほうで役所で受け付けをすればいいことだと思いますが、727件ね、多いか少ないか、ちょっと727を1日何件かというのは、それは計算したら出ると思いますが、受け付けできない件数ではないと思います。今の役所の職員さんで忙しいからできないということであれば、電話の受け付けのパートの方をね、電話の前に座ってそれだけ受け付けていただける方を雇ったら、1年間で100万も要らないと思いますけれども、そういうことになってくると思うんです。

なので、これはやっぱり委託する必要性があるのかという、専門性とか、あと忠岡の職員ではできない、また、パートの方を雇ってでもできないということであれば委託せざるを得ないと思いますが、その辺の判断からして、議会の中ではこれまでの議論では、パートの方を雇ってやったらいいのと違うかと。雇うお金がないんやったら、議員がかかわって受け付けしたろかというふうな、そんな声まで出ている問題なので、これはやはり役所内で委託をせずに行うということが、財政が厳しい折、やっぱりこれは健全化の中でも、いの一番にこれは直接役所内で行うということに。委託化したら安いんじゃないかと、委託化したら高いという問題ですので、これはもう役所内で行うということが当然であろうかと思いますが、その点にはついてはいかがお考えでしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

この辺の経緯もちょっとお話しさせていただきますと、平成13年度までは、先ほど先生方言われるとおりの、役場の職員で対応していたと。聞くところによると、かなりその部分で事務量がふえてというところへ、泉大津とのお話があって、泉大津環境事業株式会社のほうへ委託に出したと。委託金額につきましては、当初約720万から、最終の23年ですか、最終年度で約630万まで、交渉しながら落としていただきながら続けてたと。

システムの改修を申し出られて、そのシステム改修に伴う増額が求められてきたということで、それをやめて地元企業、要は一般廃棄物処理の部分で収集されている粗大ごみの収集業者さんが2社ございます。うちの場合はもう1社ございますので、収集されていない1社についてご相談申し上げたと聞いてございます。で、その中で今の金額の部分で交渉させていただいて、今現在でいけば432万円ですか、この額は消費税が上がる前やともうちょっと安かったね。で、交渉させていただいて、金額的にはその部分。

それと、粗大ごみデータ処理委託料というのが、その泉大津環境事業株式会社に出している部分プラス63万も組んでおりましたので、その63万も合わせて今の金額でいえば432万でやっていただいていることになります。まあまあそういう交渉の経緯があると。要は、そういうふうな形で対応をしていただいております。

先ほど申し上げましたように、七百数件の今1月末のデータでございますが、ただ先ほど申し上げましたように、そのほかにも当然その相談業務、電話がかかってきて、それについての相談業務も入れますと、かなりの件数になってきてございますので、それを町内で職員、また先ほどご提案のありましたアルバイトさんを雇ってというような形になりましたら、そのアルバイトさんを詰めていただく場所も要りますし、電話回線をまたつくりなあかんとか、パソコンを入れるとか、いろいろな形の出てくると思いますので、その辺のことを考えていくと、今の金額とさほど変わらないんではないかなというふうに思います。その辺を考えて、今の委託という形で続けてきているというようなことでございますので、ひとつよろしく申し上げます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

まず、727件の申し込みがあるということと、相談で1,736件。これ、まとめて聞くとすごいたくさんの数字だなと思いますけれども、役所があいている日にち、大体週

2日休めたら、240日ぐらいなんですね。240日の間にこれを処理しようと思うと、平均で今ちょっと電卓をはじいたら、粗大ごみの受け付け件数は1日平均3件なんです。1,736件の相談も、1日平均したら7.2件、合わせると1日10件。10件の、その平均ですけれども、多いときもあれば少ないときもあるでしょう。けども、その1日平均10件の電話業務、お1人受け付けでされたら十分できるのではないかと。その電話がかかっているときに、ほかにもかかってくる、ほかの課で職員さんで対応していただくということも役所やったらできると思います。ここの1日に何件も、10件も20件もかかってきてるところ、ここの委託業者は何人で受け付けしてはるのか知りませんが、やっぱり電話回線というのは1本やったら、1件かな、一度に何件も処理するような、そういう委託の仕方というふうなことをされてるのか、そこまで指定してないでしょう。だから同じ条件やと思います。役所でしょうが、ここでしょうが。

ということなので、委託をして、かえって高くなっていると。1人パートで雇って、今、電話混雑中ですよという、折り返しかけますというふうな対応をすればいいわけで、来たらそのときに絶対聞かなあかんということではなく、折り返し、その電話回線が詰まってるんやったら何ぼも引かなあかんということやないし、別に特別引く必要もないし、今まで役所でやっていたことを外に出して、そこがなくなったから戻るんやったらいいですけど、戻さないでほかに委託をしているというところが非常におかしいなど。財政健全化の折、そうでしょう。

それで、あとね、データ処理って63万円と言うけども、データ処理ができないんやったら、63万円のデータ処理だけ委託をすればいいんです。そうですね。あと、データ処理してる意味がわからないんですけど、私、よく粗大ごみ、最近粗大ごみ、ちょっと今ストップしといてねと言われてるからかけてないですけども、よく直接クリーンセンターに私は電話ね、申し込みします。なので、そこでデータ処理してはるのかどうか知りませんが。されてるんですかね、何か。そのデータ処理されてるんやったら、この全体の3,361件の分とこれと合わせてデータ処理、きちっとされてはるというんやったら、それはどこかに委託してちゃんとしてもらわないといけないんですけども、そういうことやと思うんですけど、データ処理って、そんな大層なデータ処理をされているのかなというところが、ちょっとデータ処理、3,361件、事務報告に載っている年間の粗大ごみの件数ですね、これ全部データ処理されてはるんですかね、入力して。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、そのデータ処理のソフトを忠岡町の役場に入れて入力したら済む話で、後で合わせるわけですよね。クリーンセンターに直接搬入する人のほうが多いわけですから。3, 361件のうちの727を引いたら2, 600ぐらいですか、2, 600件ぐらいは直接クリーンセンターの受け付けのほうに電話をかけて申し込んでいるわけですよね。電話もなしに直接持って行ってはる人もいてるんか知らないですけど、ほとんど事前申し込みだと思えますけど。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

はい、電話で申し込みをしていただいております。それが3, 400件ぐらいありますので。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ありますよね。そしたら、それもデータ入力されているんですね。

生活環境課（軒野成司課長）

はい。そのデータは吸い上げて1つにまとめてデータ処理していただいております。

委員（是枝綾子委員）

そうですね。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、そっちのほうがほとんどやけど、あとわずか4分の1ぐらいの件数については忠岡でデータ入力したらいいですよね、受け付けして。それで、その1人雇ったらいいわけですね、臨時の職員さんを。そしたら、こんなにかからない。臨時の職員さんに300万も400万もお1人に払ってることってないと思うんですけどもね。そしたら、そうすればいけるんじゃないでしょうかということ、ずうっと以前から毎回この議論をしてるんですけど、一向になぜ委託をするのかということところが説明、納得させ切れてないです、議会を。私たちを。なので、委託をせないかんもの、ごみの収集はそれはパッカー車を持ってないから、忠岡は、委託せなあかんけれども、これは委託する必要性のない仕事

だと思いますので、これはもとに戻して役所内でやってください。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

これも平成13年にさかのぼっての話になると思うんですが、これも私、聞いてるというだけの話で、また怒られるかもわかりませんが、そういうふうな形で、平成13年に泉大津環境事業株式会社ですか、そこへ委託に出すという形の部分についても、当然その議論があったと思うんです。当然、役場の中でそれが煩雑的にできにくくなったから、それに乗ったんやというふうに思っていますので。違うんでしょうか。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

泉大津、一緒にやれへんかという声がかかったから一緒にしたという経緯があって、議会の中では反対の意見も、私たちは反対、何故このようなことをするのかということで異論は出てました。全会一致じゃありませんでした。この委託のあり方についてもおかしいやないかと。ずうっと毎度おかしいおかしいということで、こんなちょっとの件数に何でこんなにせなあかんのや、お金が要るんやということで、いつもずっと問題になっていて、一向に改善も、私たちを納得させるような理由、委託の理由がないし、あと合理的な理由がないということで、当時の、パソコンが1人1台なかった時代だったので、今は1人1台ありますし、どの人もパソコン使えるし、そういうネット環境、環境が違っています。当時は電話でも紙ベースでいろいろやってはった時代ですわ。だけど、今は1人1台パソコンもあって、ネットの環境もずっとそろっていて、データとかいろいろ職員さんの技術も上がってると思います。だから、できないこと、その人間がやってることでしょう、ここ。コンピューターに委託しているわけじゃなくて、電話を取るのも人間でしょう、この委託しているところ。入力するのも人間で、ソフトがあればできるわけですよ。パソコンがあって。だったら、同じそれを忠岡町の役所の生活環境課のあそこの場所かどこかはちょっとわかりませんよ。どこかで受け付けしていただいたらいいんじゃないですか。そしたら、こんなに432万円もしないで済むんじゃないですかと。5万円、10万円のそういったお金を一生懸命切り詰めようとして頑張っているところもあるけれども、この432万円をポーンと出してしまっているという、非常に何か納得いかない部分であります。それ、説明責任を十分果たしているかというたら、果たしてないです。説明

しましたので、自己満足な説明をしましたということではなく、納得できる説明をしていただきたいと思います。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

切り替わるときにね、直営でいきたかったんです。直営でいくことがどうなるかという分析もあって、直営でいく方向もしてたわけですが、結局今のように委託になるんですけど、大きな金額の落差があって、まあ委託に踏み切っていくんですが、そのときの金額、皆にお示ししていると思いますけど、あまり変わらなかったんです。運搬も、そういう部分も受け持ってくれるというようなこととか、コンピューターとか、受け付ける電話だけではなかって、消し込みとか何とかいうような言葉が使われてたと思いますけど、そんな等々で、私らが思う金額とはあまり乖離がなかったのが今の方式に入ってしまったというのは、私の記憶ですね。だから、委託になったところはそこですわ。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

消し込みをしないといけないと。そういう泉大津のほうからこっちに戻ったときに、それは作業量が多かったということで、それが理由で委託をしたというのであれば、それも1つの理由やということですが、今消し込みとかしてはりますか。いろいろそういう前の作業が、23年の当初のそんな作業がまだ残っているということであれば委託をしないといけないですが、委託をする理由というのがないんじゃないでしょうか。委託する理由は何でしょうか、最終お聞きします。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

うちは人減らしもあったんでね、そういうことから委託になったと思ってます。金額もあまり乖離がないし。おっしゃるように、入札とかいろいろな契約方法があるんやけど、委託はいつのころから始まったんか知らんけれども、初めは安かったみたいですね。ところが、ずるずる結局はうちで雇ったほうがええというのが、うちの財政課、人事課の反省

の中にこの部分が最後の締めくくりやっただと思いますわ。初めはやっぱり直営でやって、委託にしていたときは安かったみたいです。退職金も含めるからね。そんなようなことで、委託という前面に出てきたことが、今ここにそういった委託という癖というのかな、そういうものが続いているんだろうと思います。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

町長おっしゃる分は、正職員で同じ仕事をしているのと、それを委託して民間の企業さんにやってもらうのと人件費の差があるから、委託すれば安いという意味合いで、町長さんは今委託というふうにおっしゃったと思うんですが、これは委託して、かえって高いというケースなので、ちょっと当たらないと思います。

町長（和田吉衛町長）

これはあまり変わらなかった。

委員（是枝綾子委員）

変わらないじゃなくて、450万でして、若干下がっていると、最近ね。というふうなことだけなので、これちょっとね、委託する理由について、絶対委託せなあかん理由について、それをちょっと言うていただきたいんですけど。

町長（和田吉衛町長）

比較も出したはずです。

委員（是枝綾子委員）

だから、これの粗大ごみの電話申し込みの事業をここに委託をする、絶対委託をしないとけない合理的な理由ですね、それをちょっと言うていただきたいんですけど。

町長（和田吉衛町長）

金額の乖離がなかった。

委員（是枝綾子委員）

金額の問題で、乖離がないんやったら、職員でしたら、役所でやったらどうですか。乖離がないんやったら。

町長（和田吉衛町長）

今言ってる部分で、運送代とかいっぱい入ってくるらかね。そういうことも含めての金額設定やったんです。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これ、担当課長、委託をしなければならない合理的な理由を述べてください。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

私もここでお答えを明確にできない部分もあるんですが、要は私どもも部署が変わって、引き継ぎ引き継ぎで、先ほどの件もそうですが、聞いている話では、要は泉大津環境整備組合の部分について、かなりの金額を出してたと。それを新たにまたシステムを組み直すのに余分な金額がかかってくると。その中で考えたのが、地元企業さんに持って帰って来て、その金額の差、多分そのときの金額ではかなりの差があったんやと思いますわ。で、金額が安いからそちらのほうへお願いしましたと。そのときに、町長さん言われるように、直営でした場合の金額とそう差異がなかったということで外へ出させていただいたというような形で、今まで経緯的には来ていると。

先生言われるように、それが何でもかんでも委託に出さなあかんのかと言われると、確かに町職員で賄える部分についてはそういうふうな形でいくのが、この財政難の折にはごもっともなことやと思います。ただ、引き継ぎ的に我々やってる部分については、その時点で役所の中での電話の対応がかなりしんどかったというようなのは聞いてございますので、ああ、なるほどなというような形で今まで来ている部分がございます。

ただ、その部分につきましても、何も先生、受け付け業務だけを対象に考えていただくと、ほんまに時間的な部分については、「何々、何々、それやったらこう」というような説明で時間を取られないんですが、相談業務につきましてもかなりの時間を要するというのは、我々の部署にも、そこに電話をかけられないというのか、役所にかければええというような形で電話がかかってくるまで、その対応をさせていただいております。その部分につきましても、かなりの時間がかかって1件のことについて対応させていただく部分もありますので、一概に件数だけで事務量をはかれると、ちょっとしんどい部分があるんです。

また、今受けられているところについては、電子ベースの地図ソフトに一応データ的にここからあったというような形の分で、その業者さんに連絡するに当たって、その地図を出すであるとかいうような対応についても、忠岡町の状況をよく知っている業者さんでないと、なかなか素人さんがアルバイトで来られて、そこやねんというような形では進まない部分があります。その辺はノウハウを積んで時間をかければ、そういう方を育成できると思いますので、なかなかそれに時間がかかってくる部分があるように思いますので、そ

の辺も考慮に入れまして、この1年かけて検証させていただいて、そういう方向で持っていけるのであれば、そういうふうな形も考えさせていただきたいというところで、ひとつよろしく願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

職員で行うと大変やということの比較がね、今から15年前の状況をいまだにずっと言いはるといふ、そこですね。大変やったというのは15年前の話。だって、そこから委託しているから、受け付けしてないんですもの、忠岡の役場の中で。だから、15年前の状況と今と違うということがあるので、今そのもっと改善して、じゃあどうすればいいのかという知恵を絞る。お金がないんやったら知恵を絞って、合理的に、もっとそういう煩雑にならないように、スムーズにいくようにするにはどうしたらいいんかということと、あとは、今の現職員さんの人数でそのままこれを受けなさいということじゃなく、受けたらどういった体制が必要なのかということと対応していくということ、そういったことと、あとデータ処理については、ソフトがあればできるということや、あとはそういう人を育てていく。忠岡の隅から隅まで、どこそこの誰それさんから電話がかかってくれば、ここの家やとパッとわかるような人を育てていくほうが、この432万円をずうっと10年間払うと4,320万です。で、その職員さんを育てていくと、そういったお金が得か損かというのは、もう10年先を考えたら、本当にこれは高いんと違うかというふうに思えるようになってくると思うんです。

なので、やっぱり1年かけてと言わないで、もう契約更新されているのかな、いるから、もうせざるを得ないということなのか、ちょっとそういう契約のあり方についても、いつも毎回議会でこうやって言われているのに、検討されずにそのまま契約をずうっと更新していくということについてちょっと残念な気がしますので、1年かけてでなく、早急に対応して、契約の結び方についてもまたちょっと考えていただくということで、今度の契約、まだ結んでないんであればね。契約の中身も今まで去年と同じでなく、そういったことでぜひ対応していただきたいと思います。

検討し直していくということでもありますので、ぜひ検討し直してください、これについては。よろしく願いいたします。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

その古いことについては、我々その部分しか聞いておりませんので、例に挙げさせていただきました。それは、ほかの部分について聞く術がありませんでしたので、認識的にはそういうふうな形でございます。

契約について、当然議会の議決をいただいている限り契約はできませんので、予算がついておりませんので、次年度の契約は28年度予算がついてからというような形になります。で、その辺もあわせて検討させていただくということで、ご了解いただきたいと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、要はこの粗大ごみの受け付け申し込み業務につきましては、住民さんにご迷惑をかけないというような形が一番大切なことやと考えていますので、迅速に処理ができて、業者さんにつないでいくというような形の部分を第一に考えていかんと、要は電話を受け付けして次の日になるとか、その次の日になるとかというような形には、ぐあいの悪いところがありますので、要は住民さんの要望によって日にちを決められる場合もありますが、その辺もございまして、その辺もあわせて検討させていただくということで、ひとつよろしく申し上げます。

委員（是枝綾子委員）

よろしく申し上げます。

委員長（杉原健士委員長）

私もこの件に関しまして呈祥会の代表として意見を申し上げたいと思っておりますので、副委員長に職に就いてもらいます。

委員長。

委員長（松井秀次福委員長）

杉原委員。どうぞ。

委員長（杉原健士委員）

先ほど来、是枝委員と軒野課長と粗大ごみの収集にかかる委託料についてであります。計上されている予算額では、本委員会のほとんどの委員は納得いかないと思っております。減額ということも考えてもらわないと、毎年、横並びになっており、業者主体で決めてるのではないかと。減額のことについては、業者にちゃんと詰めて話ししておかないとあかんと思う。以上です。

生活環境課（軒野成司課長）

その辺もあわせて検討させていただきますので。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

では、よろしく申し上げます。96ページのクリーンセンター長期包括整備運営管理事業モニタ委員会委託謝礼というところでは、ちょっと聞くところがなかったの、謝礼そのものをお聞きするんじゃなく、モニタリング委員会のことについてお聞きいたします。

年2回しか開かれていないんですけれども、これは当初ね、議会でこのモニタリング委員会、長期包括に入るときの説明、町の約束は年4回ということでありましたので、年4回開催するというのを町のほうで言ったんですから、それを守っていただきたいということです。

意見の反映方法がですね、2つ目の、モニタリング委員会が出された意見についての反映についてがなかなかされていない問題もあったりとかということでもありますので、モニタリング委員会が出された意見についてはどのように反映していかれるのかということについてです。

3つ目、もう一つ、会議録をネット上に公開をしていただきたいということでもあります。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

是枝先生の年4回の開催ということについては、これも長期包括運営管理業務のモニター委員会が2回ですね。その以前の暴露委員会というのが2回と、計4回という認識でおるといってごさいます。ですので、モニター委員会を当初4回開催するというお話は、申しわけないですが、私はちょっと。

委員（高迫千代司委員）

すみません。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

私は当事者でしたので、このモニタリング委員会ね、4回やるというのは、是枝議員と、かつての宮里議員が入った長期包括の委員会でね、当時の担当課長さんが答えてはるんです。そのことで第1回目のモニタリング委員会が開かれて、私が出ていきました。で、課長さんが答えているように、4回開いてくださいということをお願いしたんですけどね、ほかの委員さんが、そんなにずっと出てられへんとか、一番ひどかったのは、座長さんがね、1回でええんと違うかなんてなことを言うてね、肝心の4回で行きますという

ふうに答えた課長さんが、いや、私、答えているから4回にしてくださいと言わないんですよ。つまり、忠岡町の責任で4回やると言ったものを、4回しないという体制にずっと乗っていった、そういう経過があります。

だから、これはね、まあ言うたら忠岡町の責任でもあります。ほかの座長が何と言おうが、まあ言うたら委員さんがそんなに4回も出ていかれへんと言おうが、やっぱり忠岡町の方が長期包括の委員会で約束したモニタリング委員会4回というのは、ちゃんと守ってもらべき性質のものです。私もそれから何度か話をしましたけれど、もう決まったからええやないかと、こういうふうに流れていきますのでね。ちゃんとした約束が守られない役所だという1つの象徴でもあるんです。

だから今、軒野課長さんは引き継ぎを受けていないということですが、これは当時の小森課長さんがおっしゃってる議事録の記録を見ただけでも、ちゃんと4回やりますと言うてるんですよ。だから、これは忠岡町の責任でちゃんと正していただくべき問題だというふうに思ってます。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

早速、古い議事録を確認させていただいて、改善させていただきます。私が聞いている限りでは、モニター委員会を2回で、その環境の部分についての暴露委員会、要はダイオキシンが漏れたり、どうのこうのというのはないというような形の部分を2回と、それをモニター委員会の中にも報告しておりますので、合わせて一緒にやっているとというような認識でおりましたので。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

今のお話は、そのときもたまたま便宜上出ておりました。出ておりましたけれど、忠岡町が委員会で議事録に載っている記録でも、ごらんいただいたらおわかりだと思うんですが、モニタリング委員会を4回開くということが確認されているんです。その点はよろしくお願ひしたいと思います。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

これは確認させていただきますが、予算に計上させていただいている部分が2回分の座長の謝礼という形で上げさせていただいておりますので、今年度はその部分でお願いしたいと考えております。確認はさせていただきます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

確認していただいた上で、間違いがわかれば是正してくださいね。間違いがわかっても、そのまんま行くというようなことはされないようにお願いします。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

わかりました。確認させていただきます。

もう1点の、モニター委員会に提出された意見が反映されてないというお話でしたが、一応モニター委員会に出されてる部分で、その委員会の中で燃やす温度を800から850度というご意見もいただいたりした部分についても、早急にそれに対応させていただいておるとかいうような形をとらせていただいておりますが、これもモニター委員会の中でご指摘いただいている部分も、本来モニター委員会での協議ではないような案件も多々あったように思いますので、その辺は分けて考えていきたいなというふうに思っておりますので、その辺ひとつよろしくお願いたします。

それと、ネット公開についてですが、当然その議事録については、情報閲覧コーナーで今現在も閲覧可能になってございます。ただ、ネットのほうについても、今後ほかの部分についてもネット公開されてる部分が町としてありますので、検討させていただくということでもよろしくお願いたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

年4回の件についてですが、1回目のモニタリング委員会が開かれたその年に、そのモ

モニタリング委員会の委託ですね、委員会の委託というんですかね、環境技術研究所が請け負ったと思うんですけども、その請負のときですね、入札をされたのかどうかがちょっとわからないんですが、入札の際の仕様書は何回開くということで、何回程度とかいうふうな、その仕様書については何回になってたのかというところで、そしたらその回数によっては、資料をつくったり、いろいろそういう準備をしないとイケないので、委託料が変わってくると思うんです、予定価格というか設計金額もね。それを4回のつもりで委託料を払っていて2回しか開いてなかったというたら、それは返してもらわなあかんか何かじゃないかなというふうに思ったりもしているところなんです、かなり以前の話なので、そういった問題もあるので、忠岡町はそういったね、どういう1回目のときに委託料を計算して、委託をされたのかなというところもあわせて、それも調べていただかないと、4回開く委託料を払っていたら、払い過ぎてたということになるわけですよ。それも含めてちょっと調べていただきたいと思います。

はい、委員長すみません。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

その4回開催する必要性というのは、どうしてなのかという、ちゃんと住民からきちん監視をしてもらうということで、監視を強めると。委託している業者がちゃんとやっているかということの住民の厳しい目があるんだよというところを示すために4回というところでしたんやけど、2回となると緩まってしまうというふうにちょっと思いますので、そういった4回の開催はぜひともお願いいたします。

というのと、あと検討するというので、調べると言ってますので、それはそれでお願いいたします。

意見の反映方法についても、数値上絶対守らないとイケないのが守られてなかったということについては、是正するのは当然だと思います。で、その他プラスチックの分別についても、ごみの減量化ということでずっと言うてきて、なかなかでしたけれども、やっと実施されるようになったということでもあります、そのごみの減量というところがモニタリング委員会で話しすべきことであるのかないのかというところを、今軒野課長さん、そういうふうにおっしゃっておられたと思うんですけども、ごみの減量をすれば、もちろん委託料が下がるということもありますし、CO₂の排出とか、いろいろな経費が少なくなっていくという点もあるということで、ごみの減量というのは、やはりこの中で話しすべきことだと思います。

で、その中で、ごみの重さを量る、処理をしましたという重さを量る、係数を掛けてとか何か、実際につかんだ数やなくてというふうな、そういったちょっとからくり的なことも後でわかったというのが、このモニタリング委員会でわかったので、そういったことも

ありますので、意見の反映についてはきちんとね、出された意見、どんな意見でもやっぱり反映していくという立場でやっていただきたいと思います。その点についてはいかがでしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

当然、そのモニター委員会の中でのご意見については、反映できる部分については反映させていただきます。先ほど申し上げたとおり、長期包括管理運営に対してのモニター委員会は、要はその受ける業者さんがダイオキシンを出さない運転管理を努めてやっているというところの先生言われるとおり監視の部分と、で、要は先ほど申し上げた暴露委員会的な、従業員さんがそういうダイオキシン等の部分についての努められている環境がそれに適しているという部分もあわせて、そこで見ていただくと。

で、ごみの質に対しても、要は要求水準書にのっとってそれが搬入されているかというような形の部分も見ていただくというような形ですので、何も業者さんばかりじゃなしに、忠岡町がそのクリーンセンターに持ち込んでいるごみの部分についても、こういう形で最初に取り決めさせていただける部分を逸脱してないというようなところも見る形になってございますので、その中で反映というか、ご意見を聞かせていただいて、その部分に該当するような形の部分について、ご意見をその部分に反映させていただくというふうな形で考えておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ちょっとよく最後わからなかったんですけれども、モニタリング委員会は、それはダイオキシンを出してないかとか、当たり前のことですやん。そんな当たり前のことでなく、それ以外のことについてもチェックをするという役割がやっぱりあるかと思います。それだけやったら、役所だけがチェックすればいいことだと思います。法的な、法律上守れているかどうかなんて、そういったことなのでね。だから、それ以外のこともきちんとチェックをすると。きちんとやっているかというふうなこととか、そういったことで意見も反映していただきたいと思いますということで、ちょっと申し上げておきます。

ネット公開もね、ぜひ検討していただきたいと思いますということで、お願ひします。

さっきのごみの重量のことについての委託料との関係は、後のクリーンセンターの長期

包括の委託料のほうで、ちょっと質問したいと思います。

委員長（杉原健士委員長）

3時も過ぎまして、2時間たってますので、トイレ休憩も踏まえて暫時休憩と。3時20分より開会いたします。

（「午後3時07分」休憩）

委員長（杉原健士委員長）

休憩前に引き続きまして、審議を再開いたします。

（「午後3時20分」再開）

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員

委員（是枝綾子委員）

96ページの焼却残渣搬出委託料についてですが、これも毎年ずっと議会でも質問させていただいていますが、随意契約の理由について、あと2つ目は、随意契約ですから委託料のね、どうやってその委託料を計算したのかということです。あと3つ目が、他市町村、村までは要らないかな、他市町、近隣との比較についてどのように認識されているのか。3点についてお尋ねいたします。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

この随意契約の理由といたしましては、ご存じのように最終処分場がフェニックスでございます。フェニックスまでこちらのほうから持っていくんですが、これは一般廃棄物になりますので、一般廃棄物の処理というような形になります。一般廃棄物の処理につきましては、先ほどの部分で塵芥収集、一般家庭ごみですね、あれらと同じような形で法律にのっとって作業をしているということでございまして、その根拠は、すみません、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令第4条、一般廃棄物の収集・運搬・処分等の委託の基準といたしまして、その4条がそれなんです、その後、委託料が受託業務を遂行するに足りる金額であることと定められているわけでございます。これをもって、ほとんどの市町村は随意契約であると。要は入札、数社から持ってくるような形でいけば、たたき合いになって金額が落ちると。それを避けるための施策がここでうたわれているわけでござい

ます。ですので、一般廃棄物の運搬については随意契約でいくと。これはもう最高裁で判例も出ておりました、民間の市民オンブズマンですか、からのそういう訴訟があつて、全て市町村側が勝ってございます。理由は今言いましたように、競争原理よりも業務の確実な履行を重視しているというような形で、説明が環境省のほうからも出ております。ですので、その部分については随契であるということでご理解いただきたいと思います。

次、算出根拠でございますが、要は一般のごみの収集も全てそうなんです、過去からの経緯をもって、毎年交渉に当たって、今であれば今回28年度については3%上げさせていただくとかいうような形で来ているところが、周りの市町村についても同じような形で推移しているというような形でございます。

それに伴ってでございますので、うちといたしましてもこういう形の部分で交渉させていただいているということで、今のところであればフェニックスに出している合計が595回、月平均ですと50回程度フェニックスのほうへ搬出してしております。それを1回当たりに戻しますと1万1,664円ぐらいになってございます。この1万1,664円については、高速代、これも条件つけられますので、高速代が往復という形で2回分で含まれているというような形でございます。ということで、根拠的な部分というあれではないんですが、そういうふうな経緯で今まで来ているということでございます。

他市との比較についても、灰の搬出については、担当の上田主幹と代わってお答えさせていただきます。

生活環境課（上田龍哉主幹）

すみません。僕のほうで確認させていただきましたので、僕のほうから話しさせていただきます。

高石市、和泉市、泉大津市につきましては、市が直接関与せずの一組でやっております泉北環境のほうで対応しておるようでございます。フェニックスの回数が704回で、トンの金額が1,036.8円ということで計算しておるようでございます。泉大津につきましては、松尾山最終処分場というのを別に持っているようで、この部分に関して延命をするということで、一部お金を費やしている部分もあるようでございます。

それから岸和田市のほうにつきましても、岸貝のクリーンセンターが外部委託ということで、直接市のほうで関与しているようではないんですけれども、金額ではトン当たり2,161円ということで、排出量は1万3,000から1万4,000トン、1日6回程度、フェニックスの休み以外は毎日搬送しておるという状態らしいです。

それと、田尻町さんにつきましては、泉佐野、田尻町の清掃組合ということですので、こちら町も町のほうで関与せず組合のほうで関与しております。排出量は6,900トンで、金額に直しますと2,095.2円、トン当たりです。1日3~4回搬出しております。

熊取町につきましては、町のほうがやっておりますけれども、トン当たり3,400円

から3, 500円程度。これは高速代込みで月120トンから150トン、概算でいきますと、少なく見て489万6, 000円、多く見て630万という幅がございます。

岬町につきましては、直営もやっておる部分がありまして、委託の部分につきましては週2回、それ以外が直営ということで、高速代は別途ということです。予算につきましては399万3, 000円、これは1社の随契で、合特法絡みの関係でやっておるという形で聞いております。ですので、1社で週2回で、399万3, 000円ということになっております。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

まず、1点目の随意契約の理由については、廃棄物処理のその法律によってということで、これについて法的に根拠があるということで、そういう説明ですね。その随意契約にするということについては根拠がありましたが、その随意契約の委託料ですね。委託料の計算についてのその根拠が、忠岡町は説明がなかなかちょっとこれまでできていないというか、月決めということでされてきていまして、以前高いときは1カ月72万か3万か、かなり高いときもあったんですが、今は月50数万円に下げているということで来られています。

これは、その根拠もはっきりとしないというところもありましたので、先ほど上田さんが言うてくれてはったけど、トン当たり幾らというふうな、そういった他と比較できる、説明のつく、そういう計算をして、それが今の委託料が高いのか安いのかいうふうなことを議論していかないと、それぞれの炉の状況であるとか、その焼却残渣の出ってくる量が違うので、なかなか一概に比較できないと思いますので。これまでトン当たりというのが出なかったもので、1年間の予算でいくと岬町の2倍やったかな、熊取の3倍、忠岡はかかっている。近いところが高くて、遠いところが安いというのはどういうことやというふうなことで、高いんじゃないかというちょっと質問していましたがけれども、今度トン当たりでそうやって調べていただいていますので、忠岡町の場合はトン当たりの処理料は幾らなのかというところでちょっと計算はされてませんか。出していませんか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

すみません、ちょっと計算してなかったんで、今ざっと計算すると、トン当たり3,811円ですか。

委員（是枝綾子委員）

高速代が入る、入らないというのがね。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

高速代が入って3,811円ということですね。ただ、高速代が入っている入っていないということがちょっとあるので、高速代を抜いてというふうなことで比較するか、入れて比較するかはちょっと統一していただいて、それで高いか低いかということをやちょっと比較していただきたいんです。それは今できますかね。どうでしょうね。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

3,268円。

委員（是枝綾子委員）

ありがとうございます。そしたら。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

今、報告いただいた数字で、忠岡町の焼却残渣の搬出に関しての、運搬の委託料はトン当たり、高速代を抜いて3,268円ということですね。それで、他のところ、高速代入っていないなくて、高石、泉大津、和泉市のほうはトン当たり1,036円、岸貝清掃工場のほうはトン当たり2,061円、田尻、泉佐野のほうはトン当たり2,095.2円かな、熊取がトン当たり、これは高速代が入ってと言っていたらっしゃったか、ちょっと、3,400円から3,500円、岬町がトン当たりがちょっと私は聞き取れなかったんですけども、そういう形ですね。なのでちょっとやっぱり近隣に比べても高いなというふうなね。単純な比較というのはしにくいと思いますけれども、やはりかかり過ぎているのではないかということも言えますので、そういったことで、毎年ですかね。この随意契約、毎年随意契約ですか、3年ごとの契約ですか。毎年の随意契約でありましたら、まだ予算が通ってないから契約はされてないと思いますので、その点もきちんと、忠岡町が比較を出して、それで金額についてはこのぐらいが適正ではないかということをやきちんと持って委託料を決めていただきたいと思います。なので、今回これはちょっと他市と比較し

て組み過ぎではないかというふうに思いますので、減額の努力をされるようにとお願いしたいと思いますが、その点どうでしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

再度その辺を参考にさせていただいて交渉させていただきます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

よろしくお願ひします。そしたら97ページもですけれど、同じ、これも不燃物等搬出委託料についても同様の質問項目なんですけれども、これについて同じ答えでしょうか。

随意契約の理由については、同じでしたらお答えはいいです。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

不燃物の搬出委託料につきましても、若干違う部分もあるんですが、要は持っていく業者さんについてはうちとしては同じところになりますので、その部分については同じでございしますが、要は受け入れ先というんですか、そことの交渉もさせていただいておりますので、その中での形、またこの部分については、テレビ、冷蔵庫、エアコンであるとかそういう部分であるとか、タイヤ、どちらかというとな不法投棄であるとか、そういう部分の分を引き取っていただくというような部分と、それで粗大ごみで出てきた家具類ですね。ベッドであるとかソファであるとか、それを解体しておりますので、その費用であるとか、それをまた鉄とほかのものに分けたりする部分であるとか、缶、瓶の選別であるとか、その分ですね。それと、それを引き受けていただいているところとのお話であるとかいうような形になりますので、それと、その中で処理困難物、何かわからへん部分、あるけれども、検査してからやないと処理でけへんような分の検査代とかいうような部分も入っております。検査してから、要はどういう処理をするか、で、マニフェストをいただくというような形で、ただそれをぽんと持って行ってというわけにはいきませんので、その辺の部分が入ってございます。ですので、その辺の単価をうちのほうと決めさせていた

だいて、それで処理をしていただいているというような形でございます。

ちなみに、鉄くずであるとかスチールくずであるとかというような部分につきましては、そやから今お金になってうちのほうへ多少なりとも返ってくるのはアルミ類ですね。これとは違いますけれども、あとはペットボトルというような形になってございますので、この部分については出すばかりでということになってございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

随意契約の理由については先ほどの焼却残渣とほぼ一緒なのかというところでは。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

一般廃棄物の括りになりますので、その中でというような形になります。

委員（是枝綾子委員）

あと2番目の委託料ね、782万3,000円を当初予算で組まれています。委託料のこの金額を出されたというところの根拠については何かあるんでしょうか。1回当たり幾らとかそういうふうな根拠がありますということであれば、それをおっしゃっていただいたらいいですけど。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

先ほど申し上げましたとおり、冷蔵庫1台とかというような形で積算していく部分がありますので、根拠と言われればその金額があるというだけの話でございます。あと、先ほど申し上げましたように、うちの町内業者ではない、大阪リサイクル協同組合であるとかそういうところの部分については毎年一度お越しいただいて、その処理委託量に対しての見積もりを上げていただいて交渉させていただいているというような形になっております。だからその処理料の、いただく部門をもうちょっと上げてくれとか、処理する部分についてはもうちょっと安くやってくれよとかいうような話は毎年させていただいています。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これはリサイクル協会などが、1社だけではなくて、リサイクル協会に出している、引き取ってもらう分を含めての委託料ということで。

生活環境課（軒野成司課長）

そのとおりでございます。1社の金額はこれだけというわけではございません。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、できたらというか必ず随意契約のガイドラインを総務課のほうでつくられたと、きのうの議論でもありましたので、一番随意契約でちょっと透明性というんでしょうか、委託料とかがなかなか出しにくいというですね。この清掃委託費というところは本当にちょっと不透明な部分がありますので、相見積もりを取るとというのが随意契約の際の、最低3社から取るとかいうふうなのが普通一般ですが、ごみの処理業者というところが忠岡町は町内には少ないので、なかなか比較、相見積もりを取りにくいという、そういったところがあるけれども、やっぱり今後、随意契約の金額を出すにしても他市との比較であるとか、あとそういった他の業者に頼んだらという、幾つかそういう比較検討するという努力もぜひしていただいて、透明性を高めていただきたいというふうに思いますので、その点についてはいかがでしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

確かに我々といたしましても、片や契約に対しての法律があって、競争原理を働かしてというような文言がある法律がございます。片やこちらでは廃棄物処理の法律がございます。先ほども申しあげましたとおり、そういう形で裁判になっていきますと、要は結論的には競争原理よりこちらのほうが勝つというような形になってございます。ですので、環境省からの通達に書いているのは、環境保全の重要性及び一般廃棄物の処理の公共性に鑑み、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものであるという通達が出ておりますので、その部分について、その契約方法については必ずしも競争入札に付

さなくてはならないとはされていませんというような形になってございます。

ということは、要は相見積もりを取るということも、そこで要は何社かから見積もりを取るということですので、その部分で先ほど申し上げたとおり、入札に付すのと変わらない。ただ、入札という形式をとるか随契で何社かから取るという形をとるかの違いだけでというふうな形になりますので、どうしても競争原理を働かせるというのはなかなかしんどいものがあるというふうに理解いたします。

また、やっているところもあるんです。入札に切りかえているところも。それは、要は町村合併であったりその辺の部分で、今までの業者さんが、町村合併で大きくなりまして、その数がなくなってきたのではないかなど。要は大々的に収集体制であるとか体制を変えるに当たって、廃業していただく業者さんも出てくると。その部分について要は補償なり何なりをするというようなところで競争原理が働いて入札という形がとられる場合があるということでございますので、なかなか難しいです。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

相見積もりを取ることが競争原理で、というのは、競争するのはその相手の応札してくる業者間で競争原理が働くのであって、相見積もりを取る目的というのが、随意契約の、多分全国的にも総務省が示している指針でも3社から見積もりを取ることというふうに出ているはずやと思います。別に競争させるのではなくて、どの金額が一般的に普通なんだろうかというのを行政が判断する基準を持つために、資料がないでしょう。その積算する能力が役所の中にあればいいですけど、積算できないような業務であれば、やっぱりそういったものを取って、どのぐらいであるのがいいのかという資料として持っておくのは原則やと思います。

ちょっとそれは随意契約にはなじまへんような答弁されたんですけど、後ろに公室長さんがいらっしゃるのでお聞きしますが、今度つくられた随意契約のマニュアルは、随意契約する場合は何社かから見積もりなり、何かそういう金額を参考に取るということは入っていないのでしょうか。すみません。

町長公室（原田 毅公室長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

見積もりを徴取するという文言は入っているとは思いますが。ちょっとはつきりと私も中

まで見てないので申しわけないんですけども、ただ、どうしても取りにくいもの等々がやっぱりあるかなと思いますので、そのあたりはちょっと勉強させていただきたいと思います。すみません。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

考え方としては見積もりを数社から取るというのは原則であって、取りにくい、ごみのね、忠岡町のような数が少ない、事業所の数が少ないところについてはまた特別な検討が要るかと思います。一概に当てはめるということがいいのかどうかというのは議論していただいたらいいと思うんです、役所の中で。しかし、やはり1社とだけで、忠岡町がどの金額であるのが適当だと思う数字も持たずに交渉するというのは、やっぱりそれは業者言いなりの数字になってしまいう傾向になると思いますので、業者もボランティアでしていませんものね。経営していかないといけないということで利潤も上げていかないといけないということもあると思いますので、そこをきちんと、どの程度に抑えるかという、それを持つための資料として持つておくという、そういう意味合いはやっぱり資料として必要やと思いますので、それをちょっとよく検討していただくのと、他市との比較ということについてもよく研究していただいて、住民に納得いただける根拠を持つて契約をしていただくということはお望しいと思います、その点どうでしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

ちょっと私、勘違いしている部分がありまして、相見積もりで取った安いところと契約するんかなというふうに思いましたので、それはちょっと難しいかなということで、資料としてそういう形で集めるという形であれば検討させていただきたいと考えますので、よろしくお願いたします。

委員（是枝綾子委員）

よろしいですか。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

97ページのクリーンセンターの長期包括整備運営管理委託料についてですが、これも

最近、関西電力というか電気代がかなり高騰していて、26年度は、電力だけではないですね。アベノミクスの影響で、人件費を上げたってくれという通達に来て、人件費のプラスの分とかで、結局精算金を払う形に2年連続なってきた。今度、27年度もそうなるであろうという見通しになってきていると思いますが、27年度の見通しについてと、あとまだ精算ね、3月終わっていませんけれども、その見通しについてと、あと今度組まれている予算についてどうこの予算を見ていくのかということについてですね。それだけちょっと先に。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

精算金につきましては、我々も原発を再開とかいうような形で、関西電力のほうからも5月から値下げというようなことがメディアで出ておりましたので、27年以降について期待をしていたところなんですけど、またとまってしまいましたので。要は、その辺を見越してお話しさせていただきますと、この平成26年度については、26年度分として600万ちょっと、もうお支払いをさせていただいています。この分については全て補正で上げさせていただきますので、一応翌年の6月以降に交渉をしていくというような形をとってございますので、27年度分につきましてはこれを締めてからというような形になりますので、見通しといたしましてはやはり忠岡町から共同企業体さんのほうへ出していく公算が高くなっております。

委員（是枝綾子委員）

いいです。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

27年度分についても人件費のアップの部分と電気代の高騰の部分で、5%ですかね、超えたら見直しをするということになっていきますので、電気代というんですかね、多分足りない状況というので補正を組んだと思いますのでね。不足ということで。今度の28年度も同様、条件は変わっていませんので、人件費が下がるということもないでしょうから、多分当初予算に組まれているのは当初10カ年、何年度から何年度まではこの金額というふうに決められた金額を当初予算に上げられていらっしゃるのでしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子委員）

そうですね。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝議員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら予算がこれでは足りないということで、翌年度精算ですので翌年度の分になるということで、やっぱり600万、700万、800万とだんだんと上がってきますと、やはり忠岡町、財政厳しい折に、見直せと、なかなか子供の医療費も上げられへんというふうに言われている中で、ここだけがどんどん自動的に上がっていくというところについてはどうか手を打たないといけないなというふうに思います。

そこで委託料を削減していく努力というのは、ごみの量を減らす以外になかなかないわけですね。決められた範囲内で。そういうことでごみの減量化については再三努力をされているんだけど、なかなか成果が上がらない。10%以上減るというところにまで行かないですね。9%ぐらいとかぎりぎりまでは行くんですけど、やっぱりそのところで委託料を削減するということについて、どのように今年度、28年度考えておられるのかということ。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

我々のほうでお願いすることしかないんです。住民の皆様には減量に対しての啓発ですので、啓発の仕方を、27年度でやった部分と28年度以降でやる部分についてスタッフの中でも検証しているところがございます。要は回数をふやして啓発に出向いていくというような形で、ご理解いただきたいと思います。

また、27年度から出すほうの量も、要は調理に係る部分で、ごみを出さないレシピを考えて、そういうエコッキングであるとかいうような形の部分を教育委員会と組んでやらしていただいたりとかいうような形で、盛況に終わっている部分がありますので、引き続きそういう部分での啓発、また、その他プラの出前講座の実績を踏まえてそういうふうな形で動いていくと。1月に自治会連合会の会議がありましたので、その中でもこういう形で動かしていただきますので、ひとつご協力のほどというのはもうアナウンスさせていただいております。また、リサイクルに関しては、そういう交換会であるとか、そういう

ふうな形の部分について、ごみを出さないというような形の部分についても検討中でございますので、28年は27年以上にいろいろな形で対応していきたいと考えてございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

委託料削減のために、1つはごみを減量するという以外に、忠岡町で努力できるという分については、電気代の契約を変えるしかない。関西電力、高いからということで、その以外にほかにありますでしょうか。委託料を削減するためにできることという、がんじがらめに決められた中での。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

大きい市町村についてはいろいろな施策が組んでいけると思うんです。というのは規模も大きいですし、もともと焼却施設を使つての売電であるとかというような形の部分を組んでられるところなんかは、その効率を上げて、売電で返ってくる分をふやすとかというような形をとられているところも聞いてございます。

ただ、忠岡町の場合はそういう形の部分は何もございませんので、お金をかけてその施設を改修するというような形もできませんので、要は住民の皆様いろいろなご提案させていただいてご協力いただくというような形の部分しか今のところないのではないかなと考えてございます。

ただ、関電との契約につきましては、町全体で考えている部分がございますので、そちらのほうの動向を見させていただいて、要は違う部分で安くなる分があるのであれば、それも検討課題ではないかなと考えてございますので、よろしく申し上げます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ごみの減量と、電気料金の契約を新電力のほうに変えるということと、あともう一つ、ごみの減量の中で学校給食のごみですね。それを飼料というんでしょうかね。学校給食と

ということで、家庭から出るごみ、いろいろ混ざりますんですけど、飼料として何かどこか活用したり、何か加工して売ったりとかいうふうなことができないだろうか。学校給食、給食室から、調理から出るごみというのはかなりの量かと思えます。そういった、それこそそういう大学とかの研究とかで、そういうごみの減量化についての研究について、そういったところとタイアップしてするとかいうことで、学校給食系のごみのトン数というのはかなりの量になるんでしょうかね、年間にしたら。ちょっと私、想像つきませんし、そういったこともね。それでまた子供たちへのそういう環境の学習という点にも使えるかと思うので、そういうごみの減量に関しての分については、そういった点も一つ提案しておきます。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

今ご提案いただきました件につきましても、関係部署とも協議させていただいて、有効な政策になるのであれば積極的に考えていきたいと考えます。ただ、我々もその辺について素人でございますので、勉強させていただいてということで、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

あと、いろいろとあるんですけども、予算ということですので、ここには書いていないですが、ごみの減量化のために家庭での生ごみ処理機の補助ということが新年度も組まれているんですけども、なかなか価格が高くて、1件とか2件とか、27年度はなかなか、ゼロ件のようになりそうだということで、これも数がたくさん、もし皆さんがそうやってされるんでしたらごみの減量化の一つだと思うけど、なかなかちょっとこれも難しいということで。

私、ちょっと仕様もない話で、生ごみ処理機を買いまして、乾燥させました。そしたらみそ汁の乾燥わかめみたいな、軽々としたものになったということで、やっぱり水切りというのは大変大事だなというふうに思いました。しかし、これを全部のご家庭にお願いすると、買ってもらうというのはちょっと無理な話だと思いますが、価格の安いものがネットでありまして、それでちょっと、2万6,000円ほどやったんですけど、その2分の1の助成があればかなり安価で買えるんじゃないかということで、そこまでしなくて

も、水切りについてもっと徹底していくということができたら、かなり減量になるなというのも一つわかりました。

忠岡町が水切りについて、これ、かなりごっついあったんですけど、こんな軽々になってしましまして、乾燥したらめっちゃ軽いんです。多分500グラム以上あったと思いますけれどもね。そういうことで水切りの徹底を本当にするのであれば、かなり何グラムが何グラムになって、それが世帯数で1日何グラム減ったら、全体で何トン減るというふうなことで、住民にもっと具体的に呼びかけていただくということで、そういう取り組みも一層進めていただきたいと。

学校の調理は多分生ごみがかかなり出ている。その減量について、ちょっと学校の給食のごみね、減量して頑張ってお出してはるところなんかの取り組みとかがあれば、そういうのも、教育長さん、ここにいらっしゃいますので、それもぜひ学校サイドとして、ごみの減量化できないかというところもちょっと研究していただきたいと思います、いかがでしょうか。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

現状におきましても、小学校におきましては3食、とにかく残さないと、食べ切ろうという形の中で、子供たちもよく食べてくれています。1つは、残せば本当にごみになりますけれども、体に取り込めば、これは将来に向けての栄養につながっていくわけですから、その部分をしっかりと食育というような観点で指導していきたいなど、小中ともにそういう形で進めてまいりたいと思っております。現実にはほとんど残らない部分が多いと思います。食べ切れれば残りませんので、そういうふうな指導を進めていくべきではないかなと思っております。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

食べ残しについて、そういう食育ということでやっていただいていると。調理の際に出る結構給食、野菜をたくさん使っていただいているので、野菜というのは生ごみ、かなり野菜くず、たくさん出ますので、その処理について多分補助金とかいろいろ、そういう国のちょっと活用して、そういう生ごみ処理の何かちょっとできないかということも、生

活環境課と教育委員会と協力して、ぜひ野菜のごみとかそういった調理の際に出るごみの分についても減量化、研究して取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

今お示しの部分ですね。当然その部分でのコストとかも検討課題かと思えます。どうい
うものが実際あるのか、研究してまいりたいと思っております。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

よろしくをお願いします。

委員（高迫千代司委員）

すみません。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

ごみの減量のところなんですけどね、これは私、何度もお聞かせいただいたんですが、
残念ながらこの間お聞きした時点では、ごみは減るところか増えてるんですね。その辺の
ところをどうつかまえて、このごみの減量を本当に取り組んでいかれるんかね。本当にい
くんやったら、この年度は何%いきたいとかね、そこまで目標を持っていかれる必要があ
ると思うんです。でないと減量、減量のかけ声はいいんですがね、実際は減量どころか、
ふえているというふうな現実がありますんで、この点をどういうふうにお考えいただい
ているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思うんです。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

当然、住民の皆様をお願いするに当たって、雑紙であるとか、今までの施策的には雑
紙、水切りというような形でお声がけさせていただいておるんですが、何分啓発の仕方が
下手くそというんですか、というような形で、自分の課としてもその辺認識しておりますの
で、28年度につきましては、これだけの分を減量してくださいというのを数字に出して
啓発させていただきたいなというふうに考えてございます。

また水切りについても、その水切りをするようなこういう、名前的には商品の名前は水切りダイエットという名前なのですが、簡単に水を絞れるような形の部分も購入するような形で予算化しております。これも全世帯に出せたらいいんですが、それもなかなか難しい部分がありますので、200程度、地区を決めてモデル地区というような形で、そこで実験させていただきたいなというふうに考えてございますので、ひとつよろしくお願いたします。

委員長（杉原健士委員長）

次、どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

97ページの繊維等処分委託料についてですが、これも毎回ご指摘させていただいてます繊維ごみをクリーンセンターで焼却したほうが、運搬やら処分料についてはやっぱり、ことは高くなっておりますね。2,768万4,000円と。今まで2,300万円ずっと推移していたのが、上がっているということでもありますので、これもちょうど粗大ごみの破碎施設を新規に新築しましたので、刃もきれいでしょうから、よく切れるでしょうから、繊維ごみをそこで処分して、クリーンセンターで焼却したほうが、委託料が上がりますと言っても、この分が減るということで、どちらが得なのかと、忠岡町にとってというところも検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

委託料というか、ここに計上させていただいている金額につきましては、27年も同じ金額を上げさせていただいておりますので、何ら変わってございません。

ただ、先ほど先生ご指摘のとおり、今現在、破碎機の工事をやっております。3末には終わる予定で順調に進んでいるというような形でございます。その中で、繊維製品を切って燃やせばというご提案、以前からお聞かせさせていただいております。要は、この炉を大改修する前から、その炉で燃やすとというような形の部分があって、繊維専焼炉を独自に、その本体の炉のほかにつくりました。そこで焼却処分をしておりましたが、なかなかダイオキシンの問題でとめて、それ以後、要は外に委託業務として出しているというのが今の現状でございます。

その中で、破砕機が新しくなれば切れるということで、確かに切れると思います。さら
でございますので。ただ、頻繁に刃を替えるであるとかいうような部分と、それと平成2
0年に契約をさせていただいております長期包括の契約の中で、要求水準書の中でその繊
維くず、繊維ごみについての焼却処分の部分で取り決めがいろいろございますので、燃や
せるのは多分燃やせるとは思いますが、それに対してのコスト高になる可能性があるとい
う部分もありますので、今の契約の中でどこまで燃やせるかというような形の部分、また
刃にあまり負担をかけないような形でどれぐらいいけるんかというような部分について
は、新しくできた破砕機を使う中で検証していかなければならないかなというふうには考
えてございますので、その中で切れる、切って燃やせるのであればそういう方法もありか
なと。

ただ、当初の契約、これはまたモニター委員会に出てくるかもわかりませんが、その中
で取り決めの部分で、そういうごみが増えてくると、要は運転時間を減らすとかいうよう
な形の部分で対応しなければならない部分も出てくる可能性がありますので、その辺もあ
わせて検証していかなければならないかなというふうに考えてございますので、よろしく
お願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

検討していただくということでお願いしたいと。この、そもそも長期包括の要求水準書
をつくった段階で、忠岡町は失敗をしたと。20世紀じゃなくて21世紀の時代に、繊維
を燃やしたら何か傷むような炉をつくるということ自体が、一般住民からは理解できな
いと。他市は繊維を燃やしているのに、なぜ忠岡町は燃やしたらそんな傷む、傷むと言
うねんという理解ができないというところがありまして、それで、ただそういう、言
うたら繊維ごみ燃やしたら傷むような炉でいいというものをつくったと。だから燃や
さないということですね。燃やしたら傷むという、そういうそのそのその発想自体が失
敗であったなというふうに思います。

だったら、それちゃんとできたら、この2,700万円も要らなかったんではないかとい
うことですね。まあ、要らないということではなく、ゼロにはならないけども、繊維
とか燃やせないというものをね、出さなくてもいい分が燃やせたわけですから、処
分料要らなかったということ。だから高い16億円もする炉です。炉だけで16億
円もするのに何で燃やせないかと。そこはやっぱり当初の担当者、またそれを、
環境技術研究所の責任は大きいというふうに思います。年間2,700万で、10
年で2億7,000万円ですね。大変大きいものですから。もう炉をつくら
ないわけですよ。つくれないうちですよ、もう。

委員（高迫千代司委員）

ちょっとよろしい。

委員長（杉原健士委員長）

はい。

委員（高迫千代司委員）

すみません、今のことでお伺いしたいんですけどね。軒野さん、ものすごい心配してはるみたいですけど、この最初の炉を契約して動き出した。この後で燃やすものから何が減りました。雑紙でしょう、その他プラスチックでしょう。つまり、燃焼効率のええ、よく火力の出るやつはどんどん減らしてるんですよ。だから私ら心配したのはね、ひよっとしたら油ようけ吹きつけてね。「お金、かかりましたんや。ユーティリティでお願いします」というふうな話が出てくると違うかという心配をしたんです。つまり、それだけ燃焼効率のええやつを除いたら、いろたってかまへんですよ。そんなちやちな炉やないというのは、これはさっきから是枝さん、言うてるとおりですよ。大丈夫です。

もう一つは、多少そのことでお金がかかったとしても、向こうに運んでいって向こうで燃やすわけですからね。運ぶ手間も燃やす手間も考えたら、こちらで燃やすほうがずっと安く上がるでしょう。それより高い値段を取る業者やというのは、ととてもとても私らね、そんなあこぎな業者やと思ってません。向こうは運んでいって燃やして何ぼやからね。ここは運ばないで燃やすんやから、安うできて当たり前ですよ。だから値段は多少向こうは上げてきたとしても、全体から見たら値段は下がる。忠岡町のためになるというふうに私たち思っているんです。ですから、その点もしっかりと精査していただきたいなというふうに思っています。よろしゅうございますか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

十分その辺を検証させていただいてということにさせていただきたいと思います。また先生、ちょっと誤解があるところは、燃やしているわけじゃなしに、リサイクルにさせていただいておりますので、大栄環境のほうでリサイクルしていただいと。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

リサイクルというのは、サーマルリサイクルも含めてリサイクル。

生活環境課（軒野成司課長）

そのとおりでございます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

サーマルリサイクルというのは燃やしてるんです。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

そのとおりではございますが、リサイクル率には反映されますので、一応忠岡町は全てリサイクルに出しております。ひとつよろしくお願いします。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

そうすると、そのリサイクルすると何か安くなるんですか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

一応、忠岡町はリサイクルしてるという形になるだけで、安くはなりません。

委員（高迫千代司委員）

委員長。私は、こんなことを言うたらなんやけどね、サーマルリサイクルって、リサイクルというふうに規定されたら料金が安うなるとかね、そんなことがあったらそういう説明もしていただいていたいいんですよ。要は同じ料金かかるんやったら、リサイクルであろうが燃焼であろうがね、忠岡町にとっては同じことですから、一緒ですね。

生活環境課（軒野成司課長）

一緒でございます。

委員（高迫千代司委員）

返事を聞かしていただけてないんですけど、ちゃんとお検討いただけるんですね。

生活環境課（軒野成司課長）

検証させていただくということでお答えさせていただきたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

その繊維等処分委託料の今度は運搬ですね。運搬の委託料はどのようにして決めておられるのでしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

すみません、運搬の部分につきましては、単価的には全て同じ単価で、その他プラスチックも、後からですが、繊維等の運搬委託料と同じ形でお願いしました。金額につきましては、1万2,696円の消費税という形になってございます。ですので、運搬に対しては大栄環境に持っていかさせていただいていますので、今までやっている部分についての金額と同じ金額で契約させていただいたということでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

今までの金額を出している根拠がはっきりしなかったもので、その1万2,896円というのは1回ですかね。1トン当たりですかね。

生活環境課（軒野成司課長）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

すみません、1万2,696円です。

トラック1車当たりですね。そこに積んでいただいて、一応予算では680台ですか、という形で契約してございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

1万2,696円、1台というか1回あたりですね。それはどうやって出したのかというところをお聞きしているんですけども。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

業者さんに対しては、要はこれも一般廃棄物の部分ですので、3業者さんありますが、藤原環境と契約させていただいています。その部分につきましては以前からやっている金額でお願いしているところがございます。要は以前から交渉でお金を決めさせていただいている部分について、それと同金額でお願いしたというような経緯は、以前からの金額で交渉という、ほかの部分と全く同じでございます。

その金額が妥当な金額であるかと言われますと、これがただ単純に労務単価、運転手さんの労務単価を単純に調べていきますと、労務単価的には1日1万6,000円ぐらいかなというふうに思っているんですが、その辺の積算等はうちのほうではしてございませんので、今後ほかの部分に合わせて、自分ところの資料として、先ほど先生方が言われているような形で積算できればいいんでありますが、今のところは周りの市町村の金額を参考にとということで見ている限りでは、突出的にうちの金額が高いというふうな形では認識してございません。安い部分もございますので、その辺これからの課題ではあるかなというふうには考えてございますが、なかなかそういう形で個々に積算している市町村、周りに見つかりませんので、探させていただいて勉強させていただこうかなというふうな形で考えてございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

朝から晩までこの大栄環境に、その繊維等のごみを運ぶためにそこにおるわけじゃなくて、いろんな忠岡町の中の運搬業務やらそういったことも請け負っている企業ですよ。そこはね。ですので、丸々ここだけで1日分の人件費を補償する必要はないかと思えます

し、1回行ったら幾らという計算でありますので、そこは近隣でなければ大体どういうふうな、考えですね、こういうふうなことで納得いく、説明のつく金額をやっぱり出して、交渉して委託料を決めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。あと、すみません。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

続けて。97ページの一般廃棄物処理基本計画の策定業務委託についてですが、これはいつからいつまでの10カ年なのか5カ年なのか、ちょっとわかりませんが、いつからいつまでのものであるのかということと、あと計画の策定方法ですね。どのような手順で住民の意見、どうやって反映させていくのかという点についてもお聞かせください。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

一応、策定してから10カ年というような形で考えてございます。要は、前回策定させていただいてから見直し期間が大体5年に、ほかのについてもそうなんですけれども、変わった時点、理想は変わるたびに、何かいらうたびに変わるのが理想的であるという形にはなっているようですが、どこの市町村も5年に1回ぐらいを目途に見直しをかけるというような形をとっているようでございます。それがちょうど28年度になりますので、今回計上させていただきました。

また、国の指針自身が若干手を加えられておりますので、その辺もあわせてその中に盛り込んでいくと。要は震災があつて、震災ごみであるとか、そういうふうな形の部分も載せるべきであるというようなことも書かれておりましたので、その辺もあわせて、また忠岡町の場合は28年6月からし尿については委託になりますので、その辺がごそつと変わってくるというような形の部分であるとかいうようなことがありますので、28年についてはかなり変わってくるかなというふうに考えてございます。

この部分については入札を考えてございますので、早速予算が通り次第入札というような形で動かしていただきたいなと考えてございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、29年からの10カ年ということですか。28年度につくられるので。

生活環境課（軒野成司課長）

すみません。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

29年から10カ年ということです。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、長期包括が終了するのが、平成の30年度で終了するというので、ちょうどその期間にかかってくる廃棄物処理基本計画ということですので、そのあたりについての考え方ということも広域で、町長はずっと広域で取り組んでいきたいということでおっしゃっておられますので、そういった方向の内容になっていくということになりますでしょうか、計画は。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

その辺の部分についても当然、勘案して入れていかなければならないというふうに考えてございます。これからそういうふうな形で、当然つくるに当たっても、先ほど申し上げましたごみ等減量審議会等にもかけさせていただいてというような形になりますので、その辺のことも盛り込んだの形になってくるように思いますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

もう一つは、計画の策定方法ということで、先ほどごみ減量化の廃棄物減量等推進審議会、ここで計画を策定していくということですかね。そのような答弁だったと思いますが。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

ちょっとニュアンスが違うと思うんですが、そこの審議会にかけていくと。そやから役所のほう、並びに当然コンサルも、どこになるんかわかりませんが、そこをつくっていった部分について、そこへかけさせていただくというような形になってくると思います。私も初めてなもので、ちょっとその辺わかりかねるところもありますので、よろしくお願いします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

よく計画、介護とか子供とかいろいろ計画をつくるときに策定委員会というのをよくつくって、関係者と、あと住民、またそういった該当する方々の代表の方で策定されていきますけれども、このごみの処理基本計画というのは今まで、これまで忠岡町は一度もそういうものを開かずにつくってきたという経過がありまして、議会も、でき上がって、でき上がった案ですと言うて、直前になってぽーんと報告があるという形をとってこられました。今回についてはいろいろ、ごみの処理の広域化の問題であるとか、いろいろそういったごみの減量化の取り組みの問題、目標とか、そういった住民が参加して決めていくというんですか、一緒に取り組んでいくという、そういったことも必要かなと思いますが、そういう策定委員会等をつくるというお考えはございませんでしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

申しわけございません。今回、私もこれ初めてでございますので、その辺もあわせて検討させていただくということで、よろしくお願いします。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

役所サイドだけでつくるということでなく、関係者、住民の方、さまざまところの意見が反映された、そういう計画になっていくようにということで、よろしく願いいたします。

委員長（杉原健士委員長）

続いてどうぞ。

委員（是枝綾子委員）

あと、クリーンセンターの煙突の外筒整備工事ということで、去年内筒をして、ことし外筒ということで、なかなか煙突が長期包括に入っていないというところがみそだと思えますけれども、本当に議会としても、あっ、こんな工事がどんどんあって、何か納得いかなんかということがありますが、これは煙突の整備工事に関しては、10カ年の間でどういう予定にしていたのかということですね。改修工事の計画はあったのかどうだったのかということで。

あと、続けて、工事の発注方法ですね。内筒工事は随意契約でしたね。建屋のその工事も随意契約でしたか。それは入札したか。よくクリーンセンターの長期包括以外の部分の工事であっても随意契約に付することが多いということなので、工事の発注方法は、これはどうされるのかということをお聞きしたいということとです。

あと、この組んでいらっしゃる1,823万7,000円、これについてはこういう金額になるんでしょうかと、誰がこれを出したんでしょうかということで、3点お聞きしたいと思います。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

一応、煙突に関して内筒、外筒、点検、実績、計画というような形の部分で、計画的にそういうものをしていくという部分では持っています。ただ、財政難の折にということで延ばしている部分等もございまして、一応、外筒と内筒の部分につきましては、内筒は当然ことし、27年度、これは26年度に外筒と一緒にやれば若干でも金額が下がると。ですので、内筒、外筒一緒にしようという計画を持っていたんですが、その部分が1年延ばして、内筒部分について27年度に実施させていただいたと。内筒部分につきましては平成24年にやっています。その以前については平成20年にやっています。外筒につきましては平成19年から、計画的には先ほど申し上げたとおり26年にする予定を組んでおりましたが、それが延びて27年。27年が両方でということで考えて、それも片一方になりましたので28年ということで、実質的には平成19年からやっ

てございません。

この部分につきましては、皆様ご存じのように煙突が傾いてきたというような形がございました。その改修工事を今の住重のほうでやっていただいております。それ以後、今回28年までやってなかったということで、この部分についてもかなり腐食はしてきている部分がありますので、その辺で28年のほうへ計上させていただきました。

要は、煙突が倒れてきた時点の部分で、煙突がそれまでは、何というんですか、コンクリートの煙突やったやつを、その中に鉄製というんですか、金属製の内筒を入れて、外筒はそのコンクリートの外側に入れているというような構造になっているように聞いておりますので、その中で完全に外に面している部分について腐食が大分進んできているので、きれいに塗装をするというような形を今回考えてございます。

これも毎度、入札の件については随契ということでご指摘をいただくんですが、今考えている、予算を組ましていただいている部分につきましては、これも要はその煙突の修繕工事をやった時点での施工者が住重というような形になっておりますので、今の考えといたしましてはそこに随契で出そうかなというふうな組み方になってございます。

これについてはやはりその時点での、ここで業者さんがかわっての、それ以降の責任問題というような形の部分と、これも毎回言わせていただいているように、責任のなすり合いにならんような形、また今現在運転しているところの調整等を考えていくと、やはりそこと随契が望ましいのではないかなというふうに今現在では考えてございます。その中で、今総務のほうで、随契のほうで指針等を出されておりますので、その辺も勘案してやっていかなければいけないのであれば、そういうご指示をいただけたらと思うんですが、今のこの積算についてはそういうふうな形の部分で積算させていただいております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

1点目の煙突の改修工事の計画があったということですが、クリーンセンターの整備計画の中でそういう計画というのはあったかなと、ちょっと私、記憶、曖昧なんですけど、どこにそういう計画があったのかなということで、長期包括はこの部分ですって、それ以外はここですというすみ分けというんですかね、その区別、区分はあったと思いますけれども、それは何年度に工事をしなければいけないとかいうふうな、そういった計画があった。10年に一度はしないといけないものなのかどうかも、ちょっとそういった認識が私もなかったもので、計画にあったんでしたら、その計画面を教えてくださいなということと。

あと、10年たったらしないといけないということが、機械的ではなく、改修しない

といけない状況の点検とかですね。点検をした上でこうだということで、10年来たら自動的にというふうな、そういうものではないと思います。財政が厳しいのであればやっぱりどこまで延長して、もうちょっと我慢できるかと、そういう調査はされたんでしょうかね。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

要は、計画と申し上げましたが、我々こういう1枚物のものなんですけど、こういう形でやっていくのがというような部分がありますので、ただ、その部分に沿って全てやっているわけではございませんので、延ばせる部分は先ほど申し上げたとおり延ばしてございます。

あと点検については、平成20年、23年に点検はしてございます。その部分についても今、23年からはこちら未実施というような形になっておりまして、せんだって、こういう状況になっていますよというような形の部分を確認をしていただいたというようなところでございます。

対外的にというか、これは住重だけじゃなしに、この煙突を工事、施工される業者さんのホームページ等で調べますと、外筒で5年、内筒で3年というのが理想的であるというような形の部分では書いてございました。ただ、その分でいきますとかなりの回数やっとなかったらだめなんですけど、そこまでの形ではうちのほうもやってございませんので、先ほど申し上げましたとおり、平成19年から今回28年、予算を上程させていただいている間はやってございませんので、その辺でそろそろやっていかんと、怖いのは以前の部分がありましたので、その辺も絡めて今回上げさせていただいているというのが実情でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

金額にしたら、内筒に比べたら外筒のほうが。内筒は幾らでしたか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

すみません、ちょっと。

委員（是枝綾子委員）

大体一緒ぐらいだと思います。

生活環境課（軒野成司課長）

はい。ただ、要は労務単価が当然、またこの2月にも上がっておりますので、その辺のことを考えはっての形になるのかなと。そやから上がってくるのはその辺かなと。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

1, 800万ということですから、忠岡町にとっては大変大きな、で、補助金もつかないという工事でありますので、単独事業ということですよ。となると、もう多分10年たったら、それはもう古くなって、さびてるやろうなどは想像はできるけれども、やっぱり工事をする際にはこういう状況ですと、だから工事が必要ですということとちゃんと資料があって、見積もり、大体このぐらいかかりそうですということであるのが本来であろうということで、多分誰も煙突のそんな腐食ぐあい、見に行けないと思います。ヘルメットをかぶって議員が一生懸命よじ登って見るわけにはいかないと。課長もよじ登って見るわけにはいかないとということで、そしたら、誰がどういう状況でというのを把握しているのは、役所の中でどんな状況というのは写真とか、例えばそういう資料とか、腐食度が何%ぐらいこうなっていますと、資料に基づいて改修が必要だというふうになっているのかどうかですね。その点はどうでしょう。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

当然、私ども素人でございますので、その辺わかりかねる部分がありますので、今の状況であるというような部分については、写真等いただいております。これもまた言われるであろうということですが、要は以前請負をされた業者さんのほうで見ていただいて、今の状況を見せていただいているというようなことでございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これ、随意契約であることを前提にこの修理の話がずっと進んで予算化されているということなんですが、これ、本当でしたら手順を踏んでいくということであれば、調査をしましてね、工事の必要性とか、どのぐらい工事が要るかとか、概算を出すにもやっぱりそういう調査をした上で、あとその必要性等、あとどういうふうな修理が必要だという見積もりがあって、こういう数字が出てくるということになるかと思いますが、その手順はきちんと踏まれていらっしゃるのかどうかということなんですけど。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

これはうちの課だけの話か、ちょっとその辺がわかりませんが、我々といたしましては、今の状況はこういうものであるというような形の部分をいただきましたと。その部分について見積もりを、概算見積もりですね、その部分を出していただきますというような形の部分が今までの流れで来ていると思うんです。で、予算を組むに当たって、今の状況はこんなんやから、これに対してどれぐらいかかるかというような形を、今取られている業者さんに見積もりを出していただくというのが、これは概算の見積もりですが、どこの課でもやっているような形であると考えてございます。

だから、要はそういう形で、性能的な部分をコンサルを入れて発注をかけるというパターンもあるかにと思いますが、当然そこで発注するに当たっての金額が出てきますという部分があります。ということで、今の時点ではそういうふうな形がごく一般的にやられている手法ではないかなというふうに考えますが。

委員（是枝綾子委員）

これね、住重環境エンジニアリングが忠岡町に事業所、本社を置いてやっていて、そこがもうけたら忠岡町に税収が入ってくるという町内企業ということであれば、かなり還流されてくると。忠岡町が出した税金がちゃんと法人町民税として入ってくるということもあるかと思いますが、大阪市内の業者ですよね、ここね。そこに随意契約をして、全然忠岡町に入っていないという、そういう企業であるということがあって、それで、その企業が言っていると通りの金額で工事が見積もりがされて、そのとおりでいくとなると、何かこれってほんまにその金額でいいのかどうかというのをチェックをかけるにも専門の人がいないので、また環境技術研究所というところに頼んだら、大体それでええよみたいな、ちょっとぐらい何%か引いて、この金額というふうに出して、その金額になるという、そういうシステムになっているということがいつものパターンなんですけれども、そ

れって、いつも議会でそれではいけないのではないかということをおっしゃっているんで、そこをちょっとどうにかするには、行政のほうできちんと、やっぱり専門的な知識を持った人を雇うほうが安くつくんじゃないかというふうにも、このずうっと平成何年かですね、住重環境エンジニアリングは平成7年ぐらいからかな、住重工業だったのに途中から急に知らない間に変わっていたんですけど、7年か9年ぐらいからそういうふうになってきていて、かなりそこに言いなりに工事費が支出されてきたという経緯があるので、ここまでこだわって言っているということなんで、一度これについてもこの金額とか発注方法をきちんともう一度精査していただいて、できるだけ工事費を抑えていただくという努力を担当課のほうでもしていただきたいということをお願いいたします。なので委員長、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

なぜこんなにクリーンセンターだけで時間を取って、委託料についてするかというと、忠岡町ね、費用としては清掃委託費だけでね、清掃費だけで8億を超えているんです。そのうちの6億何ぼやったかな、足し算さっきしたけど、6億4,148万が清掃費なんです。そのほとんどがクリーンセンターとかそういう、それにまつわるものとか、し尿処理ということなので、かなりの大きな金額であると。それも、これは生産性のあるものじゃなくて、民生費とかでしたら子供たちにとかね、教育やったらそういった子供たちにして、だんだんそれが生かされて、生きていくというふうになるけど、こうやって処理して消えてなくなっていくお金なので、本当にそれに8億投じているというところについて、やっぱりもう少し縮小できるのであれば縮小したいというのが、やっぱり住民目線から見るとそう思えるところだと思います。なので、できるだけ委託費についても工事費についても減額の努力をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

これは先ほど私、別のことで聞いたときも町長さん同じことを言うてくれましたんで、ぜひよろしくお願ひしたいと思うんですけどね。専門の技術者がいなくても、やる方法の1つはね。この煙突が同じ所に建った岬町とか熊取町ね、ここはこの煙突にどれぐらいお金をかけてやっているのかということは、私、当然お調べいただいていると思うんですけど、よく上田さんがいろんなことでそうした資料を取ってきていただいているというのは過去にもありましたんでね、これもその辺はちゃんとやっていただいているんですね。

生活環境課（軒野成司課長）

すみません。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

煙突についてはちょっとまだ聞いてございませんので。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

先ほどからは枝議員がね、この問題いかに大事かね、忠岡町の莫大なお金を投じてやっ
てるんですよ。そのために福祉や医療なんかではわずかな金すら出さへんというね、健全
化してはるんです。だからこそ、ここはもっともっとシビアに見てもらわなあかんと思っ
てるんですよ。内筒のときはどんな理由を言うたかというたら、ダイオキシン対策やと言
うたんです。確かに高島市のことでダイオキシン問題、厳しくされてますから、それは必
要かなというふうに我々も思ったんですよ。

しかし、外の筒はどうなんかというたら、ちゃんとこれは見てもらって、今せなあかん
のやというふうになっているんかどうかね。もっと言えば広域があと2年、3年やったら
ね、そこで終わりやったら置いといてもええという判断かてあったって私ら不思議やない
と思っています。それをまた、わざわざこの金かけてやるというのはよっぽどのことやと
思ってるんですよ。そのよっぽどのことの根拠がね、専門家がいなかったらわからないと
いうことやったら、専門家がおらんでも比較できるところはちゃんと比較してできると思
うんです。これは忠岡と同じころにできたプラントです。だから、その煙突がどんな状
態でメンテナンスされてるんかね。もうちょっと置いとこうというんやったら、置いて頑
張ってはるんかね。そんなん見てもろたら幾らでも参考になることはあると思うんです
よ。そうした全ての手を尽くした上で、やるしかありませんというたら、我々はしゃあな
いなと思います。そやから、そういうふうなことをちゃんとやってもろた上で出していた
だきたいと思うんです。

これはきのうきょう出てきた問題やったらこんなこと言いませんよ。このクリーンセン
ターというのは一貫してずうっと毎回出てきているんやからね。ぜひその点は負けないで
頑張ってお出しいただきたいと思うんです。よろしくお願ひしたいと思いますが、いけま
すか。

生活環境課（軒野成司課長）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

その辺も踏まえて検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

98ページのし尿及び浄化槽汚泥処理委託と、あと続けて、し尿処理場閉鎖に伴う機器清掃業務委託についてです。2件まとめてお聞きいたします。

5月末日でし尿処理場が閉鎖されると。で、泉大津のほうに広域で処理を委託していくということに、この年度なります。その際の処理ということで、1つは処理の広域化による財政効果額というのは幾らを見込んでおられるのかという点と、委託料というのはどこまでを委託するということが委託料なのかと、このことですね。

もう一つの掃除ですね。閉鎖した後の清掃委託は、発注方法はどのようなものかと。あと委託料の精算についてはどのように考えておられるのかについて、よろしくお願ひいたします。

委員長（杉原健士委員長）

ちょっとお待ちください。もうすぐ5時を回りますんで、ちょっとお諮りいたします。

本日の会議時間について、議事の都合により、あらかじめこれを延長してよろしいでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉原健士委員長）

異議ないものと認め、議事の都合により延長させていただきます。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ、軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

まず、効果額についてでございますが、予算ベースで約3,000万ぐらいの効果が出るのではないかなと考えてございます。今のところ泉北環境のほうとの話について、大阪府の許可もいただいておりますし、向こうとの協議も終わってございますので、その中で決まっている部分での金額といたしまして、案外、今回上げさせていただいている予算額につきましてはシビアな金額を上げさせていただいておりますので、この処理量で変わってくる部分が若干ありますので、場合によっては補正というような形も考えられます。で

すが、このままの考え方でいくのであれば、先ほど申し上げた約3,000万ぐらいの効果額が出てくるというふうに考えてございます。

清掃のほうにつきましては、今考えておりますのは清掃部分だけでございますので、要はできれば全て撤去してというのが一番いいんでしょうが、そこまでのお金もございませんので、大阪府にも相談して、そのままの状態で置いておいてもあかんかなというような話もさせていただいたんですが、やはり法律上も一廃の処理については市町村の責務であると。まして汚物をそのままの状態で、タンクの中に入れて置いておくというのは衛生上もぐあいが悪いと。休止という形で置いておくのは手続上結構ですが、中のものについては清掃してくださいというご指導もいただきました。また、2月に保健所の立ち入りが、年に1回ある部分についても立ち入りがございまして、同様のご指導をいただきましたので、今回計上させていただいている部分について清掃と、その汚物の処理というような形で上げさせていただいております。

この部分についての委託について、入札であるか随契であるかというお話でございしますが、要は槽にある部分を洗浄して、それを吸い上げて持って行って、処理してもらうところへ持っていくというのは、これは一般廃棄物の処理業者でないとできませんので、一般廃棄物の処理というような形。また、その配管に残っている部分等につきましては、今委託業務として受けている企業さんに、運転をしながら、それを槽に落としてもらうような形をとらなければいけないように思いますので、これも随契かなというふうに考えてございます。

それで、また処理をしていただく場所、多分ざくっと当たってみたんですが、一般廃棄物の処理を民間でしていただけるところというのがあまりございません。かなり遠いところばかりですので、そことの契約も忠岡町がしなければならぬような形の法律になっていると思いますので、指定をうちのほうからするというのであれば、要はうちの業者登録の中に登録がない業者に依頼することはできませんので、その中となってくると、数社あればそこで見積もり合わせなり入札をとということも可能ですが、ざくっと見た限りでは、できるところは1社しかないかなというふうに考えておりますので、そことも随意契約になるんではないかなというふうに思っております。

また、この登録業者につきましては、平成27年に総務のほうで登録受け付けをしておりますので、有効が2年ということでございますので、27年、28年度の登録業者の中でいける業者さんを探させていただくというような形でございます。先ほど申し上げたとおり、さっと目を通しただけで1社しかないかなという形になりますので、そことも随意契約になるんではないかなと、今の時点では考えてございます。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

1点目のし尿処理の広域化の効果額というのは、毎年3,000万円組んでいた修繕代が要らなくなるということで、それが効果額ということで上げられたのでしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

いや、それだけじゃないんですが、詳細申し上げますと、今そのし尿処理施設にかかっている金額というのは6,489万9,786円、これは26年度の実績でございます。その中で、ざくっと今効果額として予算ベースで3,000万というような形で申し上げました。ですので、この今計上させていただいている部分については2,937万9,000円、これは受益者負担という形で定額で毎年これだけかかりますよというのが1,244万円、これは固定でございますので、金額は変わりません。そのあとの部分については、要は搬出量等で決まってくるので、若干変わってきます。うちのほうといたしましては、泉大津の泉北環境のほうに資料として出させていただいているのは直近の26のデータを出させていただいて、それで算出させていただいた金額をシビアに上げさせていただいた分なんですが、要はこの部分につきましても6月からですので、10カ月分で計算していただいていますので、あとの2カ月分がこの上に乗ってくるというような形で考えてございます。あとは量的な面で変わってくれば、若干の差は出てくるかなと。あとは大きく変わるようなことはないというふうに聞いてございます。

ただ、向こうの設備自身が、大改修であるとかそういうものを計画されて、その年になれば、その分の応分な負担をお願いしたいというような形ですので、ここ何年か先までの形ではちょっとないように聞いてございますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これは10カ月分ということですね。6月からやから2カ月引いての10カ月分で2,937万9,000円ということなので、12カ月分とすると、1年分とするともう少しプラス、2割ほどアップになるであろうという予算になると。しかし、修繕費用が今のところは、閉鎖した後は要らないということなので、その分は大体のところで削減できる分

ということで見てよろしいですね。わかりました。

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

このし尿のくみ取りについては、普通はごみでしたら運搬委託料というふうなことがね、ごみでしたら収集委託とか運搬委託とかあるんですけど、し尿はありません。それは許可制ということでされているということで。私たちはし尿くみ取りの手数料を条例から削除する際に、そういう条例改正があったときにやはり透明性を確保するということや、忠岡町が収集にも責任ね、かかわっていただきたいということで、処理だけはするというのではなく、処理場に持っていくところのその分も住民サービスだという考え方で、忠岡町の業務として委託をするという形をとって、お金がかかるかもしれないけど、きちんと透明性を確保していくということが大事ではないかという提案をさせていただきました。高石市と熊取町が委託という形をこの泉州、高石以南のところではとっているということでありますので、そういった委託については検討するお考えはないでしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

廃掃法の中で、一般廃棄物の処理を委託する場合、直営である場合、これの最終的な責任は委託に出していても市町村に責任があるというような形になっています。これは許可でも同じです。ですので、最終責任は全て市町村に回ってきますので、その辺もあります。

要は、委託にすれば、先生言われるように透明性が表に出るというようなお話でございます。確かにそうかもわかりませんが、周りの市町村のデータも持っておりますが、なかなか委託にしているところのほうがやはり少ないように聞いてございます。ですので、今の時点で、ここ2～3年、いろいろもめ事はございますが、それ以前についても以後についても我々が出張って、住民さんとのやりとりをしているのはありませんでしたし、業者さん自身も我々忠岡町が許可を与えていますので、何らかの形であれば自分らにペナルティーがかかってくるというのはわかってはりますので、だからその辺、今の状況、許可でいくというような部分ですね。

全国的に見ても委託から許可のほうへ切り替えるというような形の部分は案外聞くんですが、その反対というのはあまり出てきてないように思いますので、今のところ許可から委託のほうへ切り替えるというふうな形の部分については考えてございません。これがま

た、し尿の世帯数が極端に減って、もう業者さん自身が商売にならないからどうかというような話になってくれば、それを補うために委託に切り替える、また補助金を出すというような形の部分を考えていかなければならないかなとは思いますが、今の時点では今業者さんから出されている金額は、今までうちで持っていた条例上の金額と同じ金額でやっていただいていますので、今のところは考えてございません。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

忠岡町の仕事の範囲というところで、今までちょっと説明を聞いていたところは処理のところだけと。だから、し尿処理場の運転管理については忠岡町が責任を持つてするということで、収集・運搬については忠岡町の仕事ではないというふうに、ちょっとそういうふうなニュアンスで説明を聞いていたように思うんですけども、収集・運搬ということも行政の本来の仕事であるということの、そういう解釈でいいんでしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

収集・運搬についても忠岡町の責務であると、一般廃棄物については市町村の責務であるというふうな法律になっているように思いますので。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

だから、私らは委託をというふうに言うてるわけなんですけど、そういう説明でなかったもので、そしたら今回はそういう忠岡町の責務があるから忠岡町の行政の仕事であるという認識でよろしいですね。認識でやっているということでもよろしいですかね。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

はい、そのとおりです。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、その収集・運搬に関してのさまざまな住民からの苦情とかトラブルということの、全くゼロということではないかと思います。直接忠岡町がやっていたとしてもいろいろね、やっぱり物事がいろいろ問題があるかと思います。その問題の処理の方法について、忠岡町がどこまで関与するかというところで、今までは許可業者と住民とで話し合ってくれということで、直接契約というふうなことやということで話し合ってくれということで、それは伝達はするというところで、間にはあまり入らないという、そういう立場のように受けとめてたんですけれども、それはちゃんと間に入って、きちんと解決に当たっていただけるということでしょうか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

そのとおり、今もそういう形で間に入ってお話はさせていただいておりますので。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。そしたら、今後そういったトラブルがあった際は、忠岡町が間に入って、きちっと忠岡町の責務ということで解決に当たっていただくということで、よろしく願いいたします。

委員長（杉原健士委員長）

以上でよろしいですか。

委員（是枝綾子委員）

もう一つ、答えをいただいてなかった分があります。答えをちょっといただいてなかった分があるんですが、し尿処理場閉鎖に伴う清掃の委託の金額をどのようにお出しになったのかというところです。予算を組まれていますけど、このぐらいかかるというところですね。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

これはもう例外なく、先ほど申し上げたとおり、今運転管理をされているところに見積もりを出していただいて、それを参考にしてございます。それを参考に予算を組ましていただいて、設計等もそれを参考につくらしていただいて、なおかつこれも、その金額が妥当かというような形の部分についてはコンサルを入れてございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

そのコンサルタント会社というところは、どこですか。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

まだ決まっていませんので。

委員（是枝綾子委員）

すみません、委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

その委託料ね、これだけかかるというふうに予算を上げてこられてますね。その予算についてはどうやって出されたのかと。ということで、その見積もりを出してもらったということで、随意契約をそこにするから、その金額を載せているということなんですか。それでいいんでしょうかということで。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

先ほど申し上げたのは運転管理をしている業者に見積もりを出していただいたということですので、コンサル会社ではございません。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

その見積もりが妥当かどうかというところをどこにチェックを依頼した、頼んだかということで、コンサルタント会社というふうに今ちょっと答弁があったように思ったので、そのコンサルタント会社というのはどこですかということ。

生活環境課（軒野成司課長）

すみません。

委員長（杉原健士委員長）

軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

これも予算、上げてございますので、数社呼んで、その中で取られたところに見ていただく。

委員（北村 孝委員）

向こうが出した金額で、これからコンサル数社でこの金額が妥当かどうかということ、補正、減額、増やすかするか、これが通ってからの話やな。

生活環境課（軒野成司課長）

だから、先生が言われる企業さんが取るとは決まってないんです。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ですが、粗大ごみの破碎施設の処理を、その金額がどうかというのを、コンサルタント会社を入札で決めて、そこにチェックしてもらったと同じ方法をとるということですね。それで一番、これは工事ではないので最低制限価格、設けられてないんですね。そうですね。その際に、そのコンサルタント会社を入札でする際に。そうですね。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

まだこれからの話ですので、何もまだそこまで決めてございませんが、契約規則の中では、工事の案件については最低制限価格を設けることができるという記載になっているように思います。あとの委託物品についてはその記載がございませんので、その辺は入札に持っていくのであれば総務のほうへお願いいたしますので、ちょっとその辺は今の段階ではどういう形になるかというのは。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

いつもそういうコンサルタント会社を清掃ですね、清掃費関係のところ出すと、どうしてもいつも環境技術研究所というところが出てくると。入札をしても最低制限価格を設けていなかったりすると、環境技術研究所がもう最低価格で、ええっというような、こんなんでできるんかという価格で応札して行って落札ということがこれまでありました。ということなので、これについて環境技術研究所ばかりでいいのかというところの、そういったちょっと検証もしていただきたいと思います。

忠岡町のクリーンセンターがこのように、何かもういろんな、ええっ、こんな問題がというところになってきたというのも、環境技術研究所がもととなっている部分があります。こんな長期包括のもととなっているのは、要求水準書をまとめられたというところも環境技術研究所であったと思います。だから、ただではなくて、ちゃんとした価格で処理をすると、誰もが納得する方法でやるという方法ということで、そのところもこれまでの教訓を踏まえて、コンサルタント会社を選ぶ際にもよく注意をしていただきたいと、留意していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

生活環境課（軒野成司課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。軒野課長。

生活環境課（軒野成司課長）

総務課とも相談させていただきまして検討させていただきます。

委員長（杉原健士委員長）

これで衛生費についてはよろしいですか。

委員（是枝綾子委員）

はい、よろしく願いします。

委員長（杉原健士委員長）

他に、ご質疑ございませんか。

(なし)

委員長（杉原健士委員長）

ないようですので、衛生費につきまして質疑を終結いたします。

委員長（杉原健士委員長）

時間も5時を回って、暫時休憩したいところなんですけれども、次の労働費のところの担当課も来ていますので、とりあえず読み上げをやっていただいてから休憩いたしましうか。

委員長（杉原健士委員長）

それでは、99ページから106ページまでの第5款 労働費、第6款 農林水産業費、第7款 商工費につきまして、担当課の説明をいただいた後、暫時休憩させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(小林産業振興課長：説明)

委員長（杉原健士委員長）

ここで暫時休憩いたします。

5時40分より再開いたします。

(「午後5時21分」休憩)

委員長（杉原健士委員長）

休憩前に引き続きまして審議に入ります。

(「午後5時40分」再開)

委員長（杉原健士委員長）

読み上げは終わっていますので、ご質疑の方どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

99ページの労働相談の委託料についてです。社会保険労務士の方に来ていただいて、労働相談を月1回されている分の委託料であります。なかなか相談の件数があまりちょっと多くないということで、大変もったいない、社会保険労務士の方の知識を活用できるようにということで、例えば回数をどういうふうな、毎月は毎月でやっぱり必要な方もいらっしゃると思うので、それ以外に社会保険労務士の方にちょっと出前講座のような、何かそういったことをしていただくとか、回数を決めてですね、そういった活用もしていただけないかということなんです。

産業振興課（小林和子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小林課長。

産業振興課（小林和子課長）

今現在のところ、月1回、それも半日、午後だけという形になっております。1回の経費のほうも、社会保険労務士の方ですので1万800円の12回分ということで、12万9,600円お支払いしているところになるわけです。新たにその出前講座等をということになると、年に2回程度ぐらいを実施いただけるかどうか、これもまた、これを入れての契約がまた必要でしょうし、そういうことが可能であるのかどうか。また、あるいは別に大阪府社会保険労務士会との委託契約を今現在継続しているところなんです、この社会保険労務士会とは別に社会保険労務士という方であれば、そういう事前出前相談が実施できていけるのかどうか。うちのほうも経費をできるだけ抑える形で、しかも地元のなじみのある方のほうが、ひょっとしたら労働相談という形もとりやすいかもしれませんので、そういうところが可能かどうかちょっと調査させていただければなど、お時間いただければと思います。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ぜひ検討いただきたいと思います。月1回の社会保険労務士の方による相談というのが、どういう相談をしていいのかわからないというね、労働者の方が昼の日中、社会保険労務士のその相談に来られるというのは、働いている方についてはなかなか行きにくいということで、働いてない方はどういう相談をこの人にするんだろうと、わからないということもあるかと思いますが、こういった相談ができるということで、そういう広報の仕方も工夫していただいて、誰も来なかったという月もあるみたいなので、いや、もったいない話ですので、ぜひその活用をね、電話相談ということもその時間帯ね、来ていただいている時間帯の電話相談ということも可能であれば、またそれも電話相談というところで活用していただくのも1つかなと思いますので、ちょっと予約制ではないので、その毎月1回の方はそれはそれで予定されている方もいらっしゃるかもしれないので、ちょっと相談する側としてね。それはそれで残しながら、ちょっと活用についてまた検討していただきたいということと、労働に関してですから、ブラック企業ではないかとか、いろいろそういう労働法の知識なんか、ほんとに今こそこの方々にちょっと頑張ってもらえるかなと思いますので、ぜひ活用のほう、よろしく願いいたします。

それと、以前ね、この泉州地域のそういう労働の担当者が集まってハンドブックという

のをつかって、かなりしっかりした役に立つハンドブック、多分平成19年ぐらいまではつくってたかな、何年かに一度ね。あれはすごく読むと参考になる便利なものなので、そういったこれから卒業されて、就職される方向けにはすごくいいものだと思いますし、今学校でそういう労働基準法がどういう中身とか、働く者の権利ってどうなのかと教えることがないような、そういうふうなちょっと気がしまして、そういう科目はないんやと思います。なので、そういう知識をきちんと身につけて、社会に出て働くというね、そういったことの役に立つ、そういったハンドブックを、そういう就職の時期とかに出せたらいいなというふうに思うんですけれども、そういうちょっとハンドブックのようなものを作成したりとかも検討していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課（小林和子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小林課長。

産業振興課（小林和子課長）

今、是枝議員、ご指摘があった分なんですけれども、うちのほう、労働相談はまず月1回しかしていないということと、それと昼間ですので、お見えになる方も働いていらっしやったらお休みをとってこなきゃいけない平日というところがあります。その分も含めて、ちょっと人数がアップしていかないのかなというところではあります。ただし、この大阪府社会保険労務士会のほうも、日中にお見えになるということで大前提で契約しておりますので、これはこれで引き続き継続しながら、広報のほう、わかりやすい広報をホームページともども続けていきたいところではあります。

それと、平日、お電話相談はどうかというところなんです、大阪府総合労働事務所では電話でもオーケーだと。これを平日9時から5時45分、また第4木曜以外の1、2、3、もし5もあるようでしたら、第4木曜以外は8時まで延長もしているというふうになっておりますので、仮にお電話で労働相談、今日はないけれどもということがあれば、そういうお電話先も、また実際直接行かれても大丈夫ですので、そちらは大阪府さんのほうでお引き受けいただこうかなというところでは、そういうところで現状はそういう労働相談になっております。

それと、ハンドブックなんですけれども、同じく大阪府総合労働事務所がつくっておられるハンドブックで、割と見やすい、また小さいこういうB5というんですか、何と言うんですかね、手元に置けるようなもの、これが無料でうちのほう、いただけることになっております。で、町内事業者に正規雇用される新規学卒者の方には、これを1人1冊ちゃんと送付するにはしておりますので、中を見ていただければ、例えば労働の契約ってどういうことであるですか、お休みはどんなふうにとれるんであるとか、退職をもし言われたときにはどういう手続が必要であるとか、パワハラ、セクハラとはどういうことで

あるとか、そういうことが非常にわかりやすく一覧になっているものですので、次年度、28年度も新規学卒の方、記念品と一緒にこちらはお配りするつもりではしております。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ありがとうございます。社会保険労務士の方のいろいろその相談について検討いただくということと、その電話の相談とか、いろいろ大阪府がしているとか、社会保険労務士の方の府的なそういう団体がされてる相談のそういったのは、忠岡町のホームページとかに載せていらっしゃってますかね。今お話しされた、報告いただいた方のは。

産業振興課（小林和子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小林課長。

産業振興課（小林和子課長）

すみません、載せてないようであれば、至急に載せるようにさせていただきます。載せているかもしれませんが、まだちょっとその回答は今申し上げられませんので、至急にまた確認いたします。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

それと、大阪府のハンドブック、無料でいただけるという分は、それは活用ね、いいことだなと思います。で、忠岡町内に就職される方には企業を通じてということですが、忠岡町の町内に住んでいて、よその市に就職される、でも家には忠岡に帰ってくるという方には、そういったのは届いてるんでしょうか。

産業振興課（小林和子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。小林課長。

産業振興課（小林和子課長）

今のところ、直接窓口に来ていただいて、ご要望があればお渡しはできるんですけど

も、そういう機会がちょっとまだ設けられてないというところがあります。もし二十歳の成人式のときにでも全員にお配りするというのを毎年続けていけば、それも少しはお役に立てるかなというふうにも、お聞きしてて思った次第ではございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

高校を卒業して就職される方と、在学なり進学されて就職される方では、いただきたい時期がまた、あまり学生のとくに読む機会がちょっと少ないかもしれないので、就職するところのポイントでそういうのが届けられると一番いいなと思いますが、できるだけ大阪府のハンドブックね、いいものがあるのであれば、それを町内の若い人たちに届くように、また考えていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

委員長（杉原健士委員長）

続いて、どうぞ。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

労働相談というのですが、忠岡はなかなか仕事をする場がない。産業を興していきたい、これはもう是枝議員が一般質問でもお話しさせていただいたところなんです。で、そういうような中でね、時代はなかなか厳しいですから、忠岡町では東洋紡に続いて立派な設備をつかって、従業員200人以上雇っているということで、忠岡町のかつてあった税金をまけてあげるという条例に適用された企業があったんです。忠岡町内もたくさん就職している会社なんですけれど、最近ちょっと状況が悪くなってきたみたいで、定年を過ぎた人は、今までは65まで勤められておったのが、もう早く肩をたたいてやめなければならないとか、非正規で勤めておった人は全員やめなければならないとか、正規で勤めている方も、つい最近までは週3日仕事とかね、最近改善されたといっても4日とか、そういう状況になっているところがあるんです。

ご相談その他、ひょっとしたらあるかもしれませんが、そうした場合の労働相談であるとかいうようなところについては、その先ほどからお話が出ている社会保険労務士を含めて対応するという事は可能なんでしょうか。

産業振興課（小林和子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小林課長。

産業振興課（小林和子課長）

月1回、第3木曜日に開催している忠岡町の労働相談で、そういうお話、大丈夫かと思
います。ご相談に対応できるはずです。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

それで、産業振興課としては、そういう実態はおつかみはいただいているんでしょ
うか。

産業振興課（小林和子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小林課長。

産業振興課（小林和子課長）

今のところ、うちの課内の職員でもそういう情報をいただいているということは、多分
皆無かと思えます。また、そういうご相談も来ていないところではあると思えます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

かつて北2丁目に興洋染織という会社がありまして、そこが閉鎖するということにね、
当時の忠岡町の部長さんがその会社に飛んでいきまして、あとの働いている人たちの条件
をどうするか、就職先のあっせんはどうかということを含めて、いろいろ聞いていた
だいたりしたんです。結構住民の方からも喜ばれていたというふうに私も聞いてます。そ
のような伝統のある忠岡で昔からある大きな会社ですから、忠岡の人もたくさん勤めては
るんです。やっぱりそういうふうな親身な対応というの必要なのではないかなというふ
うには思っているんです。

それで、別に部長さんに聞きたいというようには思っていないんですが、かつてそうい
うふうに動いていただいた方もありますんで、その点はいかがかなというように思っ
てるんですが。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ちょっと私も初めて聞くことですので、また調査というんですか、そういうことができるかどうかも含めまして、また考えていきたいと思います。

委員（高迫千代司委員）

委員長、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

先ほどの社会保険労務士さんですね、これは年金の相談も乗ってもらえるんですね。案外労働相談ばかりやないかと思っている方もおられるんです。そうした相談にも乗れますよというようなPRをしていただければ、ひょっとしたらみんながもうちょっと利用しようかなというふうになるかもしれませんね。その能力をやっぱり発揮していただきたいなというふうに思います。

それと、すみません、もう一つはね、先ほどブラック企業というような話も出てきましたけど、このごろブラックバイトもあるんですね。ですから、中学校を卒業する子供たち、高校に行けば多くはバイトををすると思うんです。そうしたところで、そうしたブラックバイトに引かかって、もう大変な目をする。で、自分の小遣いを出して、その商品を買っていきいけというふうなところまでやられてるひどいところも多いんですね。そんなことは本来は必要ないわけですけど、その社長から言われたら、せなしゃあないと思ってるところもあるんでね、そうした労働法の知識なんかも、ちゃんとやっぱり中学校のころから身につけてやっていくというのも大事な事かなと思ってるんです。

先ほど、出前というふうなお話もありましたんで、例えば中学校へ行って、そんなことをしてもらおうというふうな機会も、これは教育長さんもおいでですから、教育委員会とも一遍相談していただいて、学校が要らんというんやったらなんですけどね、やっぱり必要やないかなという気もしますんで、一遍お考えいただきたいなというふうには思ってるんです。

産業振興課（小林和子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小林課長。

産業振興課（小林和子課長）

おっしゃるのも、そのような事例がまさに身に迫っている方も、中学生でしたら近い将

来起こり得ることだと思しますので、またその機会については教育委員会と相談しながら進めてまいりたいと思えます。

委員長（杉原健士委員長）

次に、是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

100ページの一般職給についてですが、2名の職員の人件費を農業委員会費で組まれておりますが、農業委員会専属というか農業委員会の仕事しかしてないという、2人ともそういうことではないと思えますので、なぜ、農業委員会費で支出する理由についてお答えいただきたいと思えます。

産業振興課（小林和子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小林課長。

産業振興課（小林和子課長）

おっしゃるとおり、うちの農業委員会の事務局というのが、私と課員1名、2名が農業委員会事務局の事務員でございます。これは町の定数条例のほうにも載せさせていただいてますし、あとこれについて大阪府の農業委員会交付金等の要綱にですが、交付金の対象には職員設置費を含むというふうに明記されておるところがあるんです。この大阪府農業委員会の交付金というのも、毎年大阪府を經由して国からいただいているものなのですが、これがこの2名の給料に匹敵するほどの額は当然入ってはおりませんけれども、こういうふうに明記されている以上、この部分で農業委員会費のところでは2人分の報酬を入れておくのがしかるべきところかなと。

大阪府の農業委員会、この交付金を申請する際に、この2名分の給料の額を記入して申請様式をつくっていくという流れもあります。そのような部分もありますので、一般、ほかの職員さんのところでは入れずに、こちらで費目を組みさせていただいてるという流れでございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。定数条例のところでは農業委員会のところ、2名ということを出ているという、条例上置かなければいけないというところがあるのと、あと大阪府の交付金の対象になるのではというところの2つの理由だということがありまして、わかりました。以前は、建設課が農業委員会を持っていたときは、なぜ建設課が農業委員会の、建設課もお仕

事をしているので大変やのに、何でというふうなところがちょっと疑問であったんですけども、こういう理由だということがわかりました。

そこで、農業委員会費ということではないんですけども、農業に関しての交付税の需要額を見るときに、1,500万円ぐらいから、ちょっとこの27年度の数字がわからないんですが、そのぐらいの農業振興費ということで需要額を上げて、交付税の申請をされて、忠岡町はしているんですけども、そのうちの人件費で758万4,000円ということで取りますと、残りの金額で農業の振興をしないといけないということで費用が減ってしまうということもありまして、で、そういったところから農業の振興についてもう少し予算の確保、制度の充実というところをぜひやっていただきたいということで、具体的にはちょっと、実はよく固定資産税の農地の減免制度を忠岡町でも実施してほしいということはかねがね、常々言うているんですけども、そういった予算の確保という点でも、ぜひそういった検討もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課（小林和子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小林課長。

産業振興課（小林和子課長）

なかなか固定資産税の農地の減免となると、また、税を徴収する税務課さんとの絡みも出てくるかと思えます。国のほうでは、このたび都市農業振興基本法というものも策定されてきているというところの中で、講ずべき施策の中に税制上の措置という項目も挙げられてはきているのも事実なんです。これまでは、忠岡町のような市街化区域の農地というのは宅地化されるべきものという考えのもとで来ておりました、農業振興地域でいろんなありとあらゆる農業施策が展開されるのとは裏腹に、市街化区域の農地は放っておいておかれてしまったというてらいがあるんですよ。それではいけないというところに国がちょっと気づき始めておりました、例えば市街化区域では農のすばらしさを教育していくことですか、地産地消の内容を体験できることとか、都会における緑の豊かさを実感できるよさですか、そういうところを拾い上げていこうとする動きが見えてはきているんです。

ただ、国のほうも、じゃあこの講ずべき施策の中の税制上の措置、特に農地に係る固定資産税を具体的にどうするかというところまでは、まだ全然さわられてないというところが現実のようなんです。ですので、この国の動きを見ながら、うちのほうもどういう動きに沿っていくのがふさわしいのか。また、税担当の方はどういうお考えをされているのか、また、町としてどういう方向へ持っていくべきなのかというところが、解決策とまではいきませんが、筋道かなというふうに思っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

都市農業振興基本法というのができて、その都市農業の計画をですね、これは努力義務なんです。しなければならぬという義務ではないので、努力、努めるというところなので、必ずしもつくらなくてもいいというところがあるので、忠岡町はつくらないというふうにはちょっとお聞きしてるんですけども、ですが、つくらないにしても、この狭い忠岡の緑の少ない土地のところで農地の果たしている役割というのは、自然であつたり防災的な役割もやっぱりあるかと思えます。

で、そういったこれ以上減らないように、あと地産地消という、そういったこともするんであれば、やっぱり身近なところで農地があるというのは非常に大事であるということもありますので、ぜひ保全して振興していくという意味合いで、忠岡で何ができるといったら、やっぱり農地の固定資産税が高い。生産緑地法適用ではないので、あと農地ということではないんですよ。宅地というか、その中の農地の軽減があるということなので、軽減率が非常に低いので、和泉市や岸和田市の農地の固定資産税と比べて3倍から30倍の開きがあるということで、それは忠岡の農業を営んでる方は、和泉市や岸和田市にもたくさん持っていらっしゃる方が多いので、もう通知が来るから比較が一目瞭然できて、これはということで、やっぱり3倍ぐらいやつたらまだしも、30倍も開きがあるような人は、これはもうどないかならんのかということで、やっぱりそうおっしゃられておりますので、せめて何か振興するという意味合いで、継続して農業を頑張るという励ましになる一番の直接の部分で固定資産税の減免というところが政策的な問題としてあると思えますので、これは税務課のほうではできないんですね。これはどういう目的の減免制度かということ、農業の振興、農地を農業を営んで、ずっと営農してくださいねという意味合いの政策的な問題なので、この産業振興課のほうですべき課題であるということで、ここでお聞きしているんです。多分税務課のところでは聞いたら、税のところでは聞いたら、うちではちょっとあまり今のところありませんという、そういうお答えでしかないので、検討するとしたら産業振興課だと思いますので、ぜひその点についても検討いただきたいということで。

これは町長になってくると思えます。町長、これもずっと申し上げておりますが、農地がだんだんと減ってきているということと、国のほうが都市農業を振興していこうよという方針をちょっと打ち出されているという中で、やはりこっぴど忠岡の農地が減ってきているというところもありますので、保全していく、振興していくという意味合いで、ぜひ検討いただきたいんですが。

町長（和田吉衛町長）

私はもう全面市街化ですので、農業振興よりも市街化区域の拡大と、こういうように思っています。何か相続農業をやってはる方とか、専業の方にいろいろと話しますが、何かあまり農業中心の建設的なことは出てきてませんのでね、私としては今の姿勢は、都市化拡大と、人口増大にもつながるかもわかりませんが、農業以外の産業振興にもなる、こういうように思っています。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

農業の振興をやったりしないといけないというのは行政課題であるということで、産業振興課で農業委員会もありますし、農業の振興のためにということでさまざまな予算が組まれているんですね。町長の施政方針とか総合計画でも、農業を振興していくと述べられているのに、もう市街化していくので農業要らないという答弁は相反すると思います。総合計画、見ていただきたいと思いますが。

町長（和田吉衛町長）

いえいえ、私は専業農家も、また相続農家も知っている中で、満足した人生を送ってほしいと思っておりますが、農業振興に100%というのは、今のところ私は考えておりません。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

町長については、農業の振興について、これからちょっと議論も重ねていきたいと思いますが、全然農地がなくなっていったらどういうことになるかと。なくなってしまってから、後で農地に変えようと思っても、それはできないことですよね。だから、その自然をどうしていくのか、唯一の自然である農地をどうするのかというところを、そこを非常に、なくならないうちにちゃんと意識してやっていただきたいと。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

また、この委員会以外で議論したいと思います。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

はい。あと、水害とか火災を防ぐという意味合いもやっぱり、道路が狭いんです、忠岡はすごく。火災ね、何か4メートル以上ないと類焼、延焼していくということもあるので、防災的な役割もやっぱり農地にはあると思います。そういったことと、あと温暖化。忠岡の中は暑いと。自然がないし、農地もないしなど。やっぱりそれは高月北で私は感じました。高月北、以前は20年前はすごく農地もあったんです。非常に、よくちょっとお葬式とかで集会所へ行くと、あっ涼しいな、農地が周りにあるからなと思ったけど、もう今、高月北へ行くと暑いです。全然もうやっぱり地球温暖化の中で、農地が減ってきてるという分も、自然が減ってきているという分も、農地を自然として捉えるかどうかというところの意識が町長にはちょっと不足しているように思いますので、議論は今後していきたいと思いますので、農地の固定資産税の政策減免について、ぜひ実施していただきたいということを指摘しておきます。よろしくをお願いします。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

続いてありますか。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

農業と並ぶもう一つの大事な第1次産業、103ページに水産業費の補助金を上げていただいて、漁師の人たちが自分たちの活路を見出していこうとして頑張っているみなとマーケットを応援していこうということですね。この中身についてちょっとお伺いしたいと思います。

産業振興課（小林和子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小林課長。

産業振興課（小林和子課長）

増加した28万円の部分なんですけれども、これはもうみなとマーケットの拡充だけに使っていただきたいと。まち・ひと・しごとの創生戦略の中身として上げている事業ですので。それは既に漁協さんにもお話しさせていただいてますし、組合長みずからも会議のほうにご出席いただいてたというところが経緯としてございますので、十分ご理解いただいているところです。

仮にどういうものになるかという、その会議の中でもご発言があったのですが、ご友人で音楽活動をされてる方もいらっしゃる。港で音楽が聞けるのもいいのではないかと。その流れに乗って、お客さんもまた呼び込むこともできるであろうということで、ステージに見合うようなもの、また音響設備、それにご家族が楽しめるような、コミュニケーションをとれるような、パラソルで椅子があるコーナーに座れたりとか、そういったもので具体的にこれが拡充されたものだなと一見してわかるようなものをしつらえてほしいということはお伝えはしております。

以上です。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

始めたばかりで、なかなかね、寒くなったり毎月続けられなくなったり、苦勞はしておられるみたいです。苦勞しているわけですから、単なる漁業者の自助努力だけに任されるんやなしに、やっぱり応援してあげるところはしてあげようという今のお気持ちやと思うんです。そこに焦点を絞って、みなとマーケットをもっと頑張って、ここにその費用を使いなさいということで、今予算をつけていただいたということはよくわかりました。

泉佐野というのは長い歴史がありますし、田尻というのは相当漁獲高の高いところで、非常に毎日曜日に行ってもにぎわっております。そこまで行くには相当時間も、今の体制の強化も必要だろうと思うんですけどね、岸和田ですらそれほど爆発的な成功をしているわけではないので、忠岡はやっぱりしんどいと思うんです。やっぱりそういう点で応援をしてあげて、忠岡の漁業者もやっぱり頑張っていくという道を示していただけるというのはありがたいことやなというふうに思っていますんで、引き続きご努力をお願いします。

結構です。

委員長（杉原健士委員長）

続いて、どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

2点まとめてお聞きいたします。101ページの農道等修繕料についてと、それとあと、101ページ、水路・農道等清掃委託料についてであります。農道の修繕については、今年度修繕予定箇所がございましたら、どの箇所でしょうかという点と、あと水路・農道等の清掃委託料が去年は40万円だったのが、今年度ちょっと30万円に減らされているということで、かなり田んぼが宅地になってきて、水路がちょっと浚渫の必要性がいっぱい出てきていると。今まで人が住んでいなかったから浚渫しなくてもよかったところが、人が住むようになって浚渫してくれという、そういう要望が出てきたりとかいうこと

もちょっと増えてきているような感じですので、それなのにちょっと減らされているということについて、もし必要などころがあれば、予算についてもこの限りでなく増額してでも対応していただけるのかどうか、その点についてお答えをお願いいたします。

産業振興課（小林和子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小林課長。

産業振興課（小林和子課長）

まず、農道なんですけれども、農道の修繕費、28年度でよろしいですか。28年度は50万円、農道だけの修繕費として50万円つけております。以前、さわっているところの続きから、50万円ですと、ほぼ30メートル程度は修繕していただけるかなというふうに思っております。

あとの10万円なんですけれども、あとの10万円は、今年度もそうだったんですが、農道の修繕以外の修繕箇所というのがやはり出てくるんですね。今年度でいいますと、この馬瀬農道、役場の前の農道の鉄板が、やっぱり奥で開発工事が出ましたので、重機を載せて運ぶ車なんかの往来によって鉄板が非常に大きくゆがんでしまったという経緯がございまして、それに修繕費用もちょっと使ってしまったという経緯がございましたので、農道の修繕費の50万円とは別に10万円取っているというところなんです。28年度は、早々にこの50万円いっぱい使いながら、農道の修繕の続きをさせていただこうかなと思っております。

水路のほうなんですけれども、40万円から30万円になっているというところなんです。ご要望に従い動いているというところでもあります。計画的にうちのほう、この水路を毎年見ていこうということではございませんで、ご要望のあったところから随時実施していったるところがありますので、その部分が30万円ぐらいでいけそうだとところで、このようにさせていただきました。

水路の清掃については、またその一般道のところの水路であったら、うちではなくて建設課さんがしてくださったりということもございますので、そのあたりまた相談しながら実施していくことになるかなというふうに思っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ありがとうございます。役場の前の農道のところの分が30メートル、昨年度ちょっとあまり予算がなく、できなかったという分も含めて、今年度はちょっと長い目に整備をし

ていくということで、わかりました。

あと、農地が住宅になるということで、かなり今、建設の仕方が違うんですね。重機でクレーンでグーッとつって、何かそういう重たい、そんな車が通るとは昔は想定してなかった道路に、そういう重たいクレーン車とか、クレーン車を載せたような運ぶ車が通ると、それは鉄板も曲がりますわね。そういったちょっと問題があちこちね、いいことばかりではないと、町長。宅地になったらね、いろいろそれに伴っての整備しないといけない問題が出てくるということが今ちょっと明らかになりましたけれども、一応そういった水路の清掃について要望にね、例年大体30万円程度やからということで、そういった金額を予算化されてるということですので、建設課とも協力して対応していただけるということですので、要望のあったところについては随時対応していただけるということで、よろしく願いいたします。

委員長（杉原健士委員長）

以上でよろしいですか。

委員（是枝綾子委員）

そしたら、ちょっとすみません、消費生活専門員の相談も、先ほど労務士さんと同じように、出前講座のような出張してどこかで、学校とか、あと地域でとか、そういったのもまた計画していただけたらということで要望いたしたいと思いますが。

産業振興課（小林和子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小林課長。

産業振興課（小林和子課長）

これまで自治会、民生委員さん、またケアマネジャーの連絡会議などに紛れ込ませていただきながら、この本町での相談員2名が出前相談させていただいてたところなんですけど、この実施していた時期には国が予算をつけてくれてたんですね。予算というのは、実費費用といいますか、そこで配るものを直接いただけると。パンフレットならパンフレット何部、そういう形でいただいていたものだったんです。それを活用しての出前相談を実施していたんですけれども、国のほうがその予算をもう切ってしまったというところがございまして、それでしたらうちのほう、国の補助金を使いながらの事業でございまして、余分に28年度、少し取っておかなければいけないかなど。要望があればもちろん行かせていただきますし、また学校ということであれば、28年度から教育の部分でも進めていこうということで、チラシ配布から、あるいは紙ファイルなどで連絡事項、その上積み、上積みしていけるような、新しく配るときにそのファイルに入れていただくと、前のものもまたかいま見れるような、そういったファイルを子供さんに配りつつ、先生のほうにも、保護者の方にもお目通しいただけるようなものをちょっと計画中でございまして。

その中で、先生のほうもお忙しいかと思しますので、数年それを続けていく中で、出前相談というきっかけがあれば、また実施していこうかなど。長期のスパンでゆっくり考えていきたいかなというところではございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

よろしく願いいたします。あと、104ページの商工業振興費についてですが、これは一般質問でも申し上げましたけれども、職員の体制を強化するという点についてなんですが、これから商工業の振興を、漁業であったり農業であったり、さまざまなそういった産業の振興についてしていこうと思うと、職員の体制、今の体制では十分ではないということがあります。人数を増やしてということもなかなかね、即、はい、増やしますということにはならないかと思えますけれども、今のあそこの4階の水道課と建設課の間の非常に狭いあのスペースで、忠岡町の産業の振興をする。また相談、あそこで何か仕事の検索をしたりと、住民も利用するのに本当に狭いというところで、やっぱりもう少し広い場所ということも含めて体制を強化するという点をぜひお願いしたいというふうに思いますが、その点についてどうでしょうか。

これは担当課が答えるべきものなのか、全体の中で答えるべきものなのかということですが、まず今の状況について支障は出ていないのかと。訪ねてこられて、相談に来られた方やら、いろいろなそういった方とか、そういった方々が利用するにはあのスペースでどうなのかという点についてお聞きしたいと思います。

産業振興課（小林和子課長）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小林課長。

産業振興課（小林和子課長）

確かに少々締めつけられてるようにお見受けされていることは事実かなというふうに思います。ただ、1階フロアの直接住民さんを相手にするようなところではちょっとございませんので、大勢が一度に来られるというところの担当課ではまずないということ。それと、協力体制が組めておりますので、座って十分話をしなければいけない必要があるときには、建設課の横の小部屋を借りることもできますし、あと、お座りいただいて窓口でということであれば、建設課はもちろどうぞという形でいただくこともございます。相談者につきましては、パソコンの置いてある仕事の内容が見られる、おしごとネットが見られるところの席で、ここ、大変ですねと言われた経験はございません、今のところ。

あそこでまず一番大事なの、個人の情報を守ると。ご自分がどのページを見られているのか、検索しているのか、それが職員にも誰にも見られないようにしてあげるといところがまず一番大切などころではないかなと思ってますので、そのためにちょっと三方を閉めているわけなんです。それと、手持ちの手書きできるメモ、書き物を添えさせていたでいているところでございます。

で、個別の対応が必要な場合は、やはり聞こえないほうがよろしいので、そういうところでは必ず移ってと、そういう形では進めさせていただいてます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

狭いというのは、客観的に見て狭いということをはっきりしておりますし、盛りだくさんの品物をあそこに展示されてるといことですので、あそこだけちょっと密度が濃いスペースになっているということもありますので、もう少し、ちょっと仕事がしやすい、能率の上がる、また相談もしやすいような空間にちょっと改善していただくようにいこととで、よろしくお願ひいたします。

職員の体制強化についても、機構改革等で配置もやっぱり人事のほうでも考えていただきたいというふうに、これも要望にしておきます。よろしくお願ひします。

委員長（杉原健士委員長）

これでよろしいですか。

委員（是枝綾子委員）

あと最後1つだけ、すみません、これ最後です。新規の事業についてですので、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

これは、地方創生の総合戦略のメニューの一つである在住者正規雇用事業者支援補助金の詳しい中身についてですね。これは個人に支給されるものでなく、企業に対して支給されるものだよなというふうに、詳しい説明がちょっと聞けておりませんので、これについての支給方法と、誰にということと、あと、これで正規雇用をどれだけ増やすということの目標なのかということと、あと周知方法ですね、それについてお聞きしたいと思ひます。

産業振興課（小林和子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小林課長。

産業振興課（小林和子課長）

在住者正規雇用の事業者支援補助金ということでございますので、正規雇用をされた事業者に対して補助をするという内容のものでございます。新規に正規雇用する住民1人につき5万円というふうに定義づけております。ですので、28年度予算100万円を計上しておりますので、20名分までは大丈夫だということなのです。

その人数につきましては、毎年の新規学卒、これは必ずしも忠岡住民の方ばかりを新規学卒で採用しているわけではないと。その中でも20名ぐらいしかおられないというところもございます。そうなれば、20名分猶予があれば、町内の住民さんだけの正規雇用ということであれば賄えるのかなというふうには思っております。

これにも条件が多々ございまして、例えばその前後で6カ月、あるいは1年以内で他の正規雇用者を解雇していないかどうかですとか、その他多々事業者さんが滞納していないかどうかですとか、いろんな条件もちゃんと横のほうに組ませておりますので、この予算が通り次第、5月の広報に載せさせていただくと、ホームページには4月から載せさせていただくと。チラシも窓口のほうに用意しようかなというところで、今準備中でございます。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

20名分ということで、1人につき1回限りの5万円ということですが、これは町内の企業ということになるわけですね。町内に事業所を置いている、本社は他市にあっても、町内に事業所があって、そこの事業所に配置をされるかどうかというところが、ちょっとよくわからないんですが、配置をされるという方なのか、そこの事業所があるところを通じて他市に配置されるという方も、それも正規雇用というふうなことでみなされるのでしょうか。

産業振興課（小林和子課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

小林課長。

産業振興課（小林和子課長）

中小企業を前提に考えておりますので、他所に本社があって、支所がたくさんあるというところだと、ちょっと中小企業の枠にはまるかどうかというところもあるかと思えます。あくまでこのまち・ひと・しごと、また、商工業の発展推進事業については、中小企業、小規模事業の施策を重点的に考えたいところがございますので、そのあたりも要綱の

ほうには明記しております。仮に支所があったりした場合に、支所で雇用されたということで限定しております。一事業者につき同一年度には2名までが限度ですということになっております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

なかなか中小企業ね、正規雇用しにくいということではありますが、できるだけ多くの企業が正規に雇用してもらえたらという願いを込めてということで、その内容についても、初めてですので、実施しながら改善すべき点は改善していくということで対応していただけたらというふうに思います。よろしくをお願いします。

委員長（杉原健士委員長）

よろしいですか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（杉原健士委員長）

次に、106ページから115ページまでの第8款 土木費につきまして、担当課の説明を求めます。

（谷野建設課長：説明）

委員長（杉原健士委員長）

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

115ページの子育て世帯住宅リフォームの補助金についてですけど、これも予算委員会の冒頭に、昨年6月、27年の6月から受け付け開始している子育て世帯若年夫婦の住宅取得補助金と、要件といいますか要綱といいますかは変わらないと。世帯当たりの上限の補助は15万が限度ということですね。

それで、もう少しこのリフォームについて具体的に説明いただきたいのと、関連して、さきにされている子育て世帯若年夫婦の住宅の補助ですね。これは28年度以降、この案内いただいているんですが、28年度以降の実施は未定ということで、今年度予算に載って

いるということは、予算が使い切れてないということですよね、余ってるというか、300万ですかね、予算計上されてますけども。ということは、これも含めて、このリフォームに関しても予算計上されてますけど、なくなり次第締め切り、終わりというようなことになるのか、その辺も含めてちょっとお答えいただけますか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

委員（北村 孝委員）

ごめんなさい、それで実績、その住宅のこの子育て世帯の若年夫婦の実績を、すみません。

建設課（谷野栄二課長）

それでは、実績のほうから報告させていただきたいと思います。平成27年度は、6月1日から受け付けをさせていただきまして、現在まで18件、315万円の支出をしております。そのうち7件の方が忠岡町以外から忠岡町に居住をされたというところがございます。まだ3月末まで若干日にちがございますけども、子供の入学に備えて何件か駆け込みもあろうかと思われまので、数件は伸びるものというふうに考えております。

それと、予算につきましては、補助金は27年度限りということになってまして、28年度は改めて、住宅取得のほうにつきましては300万円、リフォームにつきましては100万円の計上をさせていただいているところでございます。この補助金につきましては、一応なくなり次第終わりということになってございます。

住宅取得のほうにつきましては、今回18件ということで、開発行為が大変で、ちょっと4件ほどありまして、住宅の供給が多かったということもありまして、1,000万の予算要求はしておったんですけども、28年度におきましては大体おさまるのではないかなというふうに想定はしてございます。

続きまして、そのリフォームの補助金の概要につきましてはですけども、昨日ちょっと説明させていただいたところなんですけども、ちょっと今、制度設計をして、また今から部内、また町長に説明はまだ今からするという状況ですので、具体的な中身につきましてはちょっとこの場では差し控えさせていただきたいというふうに考えています。この3月いっぱい、大まか決めていきたいと思っておりますので、議会で説明する場合は6月になるかもしれませんが、決まり次第、ホームページ、建設課の窓口、また一番早い時期の町広報で周知をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

住宅の取得に対しての補助金、18件申し込みがあって、そのうち7件が町外から転入ということですが、18件以上に申し込みされて、その要件に当たらない方で、外れた件数ありますか、申し込みされて。例えば、20件やけど、このうちの2件は要件に当てはまらなかったというような。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

かなり詳しいリーフレットをお配りをしているということと、周知の仕方なんですけども、住宅を建てる時には当然建築確認申請をお持ちになるというところで、その確認申請をお返しするときに、そのリーフレットをつけてお返しをします。おおむねその内容につきましては、設計会社また住宅販売会社に大まかな説明をしておりますので、窓口でそういう、ちょっと補助要件に合わなかったといったようなことはなかったという状況であります。

一部住民の方からね、数年前に家を建てたんやけど、これはもらえるのかとか、そうした問い合わせはありましたけども、それにつきましては現在の要綱に基づきまして、ちょっと該当しませんねということで受け答えはさせていただいている状況です。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

ありがとうございます。この住宅取得の補助対象世帯ということで、申請日時時点で同一世帯に小学校6年生以下の子供のいる世帯、申込者、またはその配偶者と親子関係、または申請日時時点で申込者及びその配偶者（事実上婚姻関係を含む）ともに満40歳未満であって、婚姻届後5年以内の世帯で、子育て世帯でない世帯、いわゆる子供のいない世帯とあるんですが、5年でくくっているというのは何か意味があるんですか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

5年と定めた根拠はありませんけども、府下では先進で河内長野市が同様の補助事業をされておりまして、河内長野市の5年というのをまず一つ参考にさせていただいたというところが1点ございます。それと、若年夫婦の方もいろんな事情がおりかもしれませんけども、将来的には子供も生まれ、均衡な年齢のバランスのある町にしたいという思いもございまして、そのような設定をさせていただいてるところでございます。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

若年夫婦ということで、40歳未満というのはわかるんですが、この5年でくくられていることにより、例えば30歳で結婚されたと。なかなか子供にも恵まれないけども、7年、8年かかる中で住宅を取得したということは外れるわけですよ。これは、私は年齢はね、若年層ですから置いといたらいと思うんですよ。5年でくくるという部分はどうかかなと思うんですが、この辺はどう、近隣市町の河内長野ですか、その辺を参考にされたということですけども、どういうふう感じ。これをくくらなかつたら、もう少しこの住宅取得に当たる補助金を利用される方がふえるんじゃないかとは思いますが。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

委員おっしゃるのはごもっともなことなんですけども、今まで6月1日から受け付けをさせていただいて、処理した18件、また問い合わせをたくさんいただけてますけども、その全てがお子様のおられるところということになってまして、実のところお子様がいない家庭からの問い合わせは今のところないという状況でございます。そのような事案が出てきましたら、ちょっと前向きにも検討もさせていただきますし、柔軟な対応をしていきたいというふうに考えております。

委員長（杉原健士委員長）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

その場合、窓口へ行けば対応していただけるんですか。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

一応、補助要綱をつくって運用しておりますので、そういう声が多ければ改正して、改正した後と。それは年度途中になるかもしれませんが、次の年度ということになるかもし

れませんけども、一応補助要綱というものがございまして、それに基づいてやっておりますので、そのようなことになると思います。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。北村委員。

委員（北村 孝委員）

年度途中、また次年度になりますと、これはこれでまた予算を組んでいただいて、もうなくなったら終わりなんでしょう。例えば、結婚して7年、8年なって、子供にもどうもいろんな形で、治療というか医療にかかっているけども恵まれないということで、この際、住宅でも買ってというようなことの持つてはるご夫婦もいらっしゃると思うんです。だから、この5年でくられちゃうと、せっかくの若年夫婦のいわゆる忠岡に在住して、人口減少の中でできるだけ忠岡ということになれば、それについてはこれが周りの市町村も全部これで統一されていけば別ですけど、市町村によってこういう施策をやっているところもあるし、これに似通ったところもあります。確かに私もちょっと見たことあるんですけど、5年でくられてる部分もあります。この制度じゃないですけどね。よく似た若い人に在住、居住していただくということであるんですが。この辺の5年というのは、何とかいい方向に考えて、このくくりを取り除いていただければ、まあまあ、あるがゆえに相談に来られないのか、冒頭に言いましたけど、この18件のうち、申込者は全て全部該当されているということで、それは事前にそういうことを周知されているからということであって、だから5年以上の夫婦には、そういうことのこういう補助もありますということは、例えば購入された不動産関係者の担当者からそういうお話も行っていないということで、知らない方も結構いらっしゃると思うんです。そういったことも含めて、今度もう少し柔軟性を持ってやっていただければありがたいなと思うんです。そういう声も事実ありますので、質問させていただいたんですが、要綱でできるだけ、いい制度ですから、できるだけ広く使っていただくような形で取り組んでいただければありがたいなと思います。

結構です。

建設課（谷野栄二課長）

検討させていただきます。

委員長（杉原健士委員長）

次に、是枝委員。どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

110ページの道路等補修の予算についてですが、これもずっと言っております歩道の段差の改善についてお願いしたいということは常々言っております、特に箇所として

は、忠岡中央線というんですかね、さつき道路の歩道部分のちょうど歩道に上がるところの段差の解消みたいな形で、縁石というんですかね、コンクリートで巻いて段差のないようにというけど、かなり段差があるんですね、これが。自転車ですと、さつき通りは自転車は歩道も通行可ということで標識が出てまして、車道を自転車が走るとちょっと危ないですね、道幅が狭いので。大概歩道を走られるけれども、かなり道路が交差しているところは、その歩道をおりられるようにということで段差をなくしてるんですけど、そこがやっぱり段差が5ミリ、1センチとやっぱりあるんですね。自転車で通っているとガタンガタンとなって、ゆっくり通らないと前かごに入れている荷物がボーンとはねるということや、ベビーカーで通っていると、やっぱりかなりガタガタという。手押し車を押している高齢者の方もガタガタという、そういうちょっと苦情がありまして、歩道の段差をもう少し緩やかに改善していただきたいということなんですけど、そういった補修工事もちょうとひどい箇所から手をつけて改善していただきたいということなんですけど、いかがでしょうか。

委員長（杉原健士委員長）

中央線。

委員（是枝綾子委員）

そこですね、ローソンと府営住宅の間の通り、上もずっと。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

まず、その歩道と歩道からおりる部分ですね。通常は歩道と区別するために縁石というやつを設けるんですけども、設置基準は基本的に段差2センチ以内ということになっております。つくられたときにはそのような基準で、もともとその石に2センチのアー、カーブがついてまして、その段差ができようになっていると。目的は、道路に上がった水が流れやすくするため、それと歩道と車道を明確にするという意味もございます。

あることによりますと、例えば視覚障害者なんかは、杖を頼りに歩くわけなんですけど、逆に段差があると車道と認識しやすいというところもございまして、あえて意識的に段をつけているところもあるというふう聞いております。

ご指摘の歩きにくいところにつきましては、具体的に場所をおっしゃっていただきましたら、できるだけそのように対応したいと思いますし、ちょっと全面的な改修というのは、この財政事情で難しいんですけども、個別に悪いところにつきましては対応してまいりたいというふうに考えてます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。では、よろしく願いいたします。

委員長、あと、続けてよろしいでしょうか。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

111ページの駅周辺自転車整理委託料に関してですが、これは忠岡駅の自転車の町が設置している駐輪場のところの整理している、シルバー人材センターに委託している整理の委託料ですが、これは緊急雇用交付金が21、22、23ですかね、3カ年あったので、それを使って実施をされて、整理ができて通行しやすくなったということで大変いいことなんですけど、実はその交付金が廃止された後は忠岡町が全額それを見ていかないといけないということで、かなりちょっと金額が大きいんですよ。674万5,000円ということですね。なくすということも、なくすと、またもとのもくあみで、あそこ通行できなくなるぐらいマナー悪いのでね、そこをどういうふうに今後ちょっと、補助がない事業ですので、これをどんなふうにしていくのかということについてはどう考えているでしょうか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

この問題につきましては、たびたびいろいろな議員の皆様からご質疑をいただいております。委員のご指摘のように、平成21年から23年度、緊急雇用創出基金事業としまして、当時は平日だけやっておったんですけども、この事業を使いまして土・日、祝日、7時から12時まで、駅周辺の自転車の整理事業を強化したということで、その事業が駅前の不法駐輪対策に一定効果があったということで、平成24年以降は町単独費用で実施をしているという、委員ご指摘のとおりのご状況でございます。

その人員の配置につきましては、駅前に2名、それから駅東駐輪場2名、駅西駐輪場2名と。交代の時間帯で一部1名になる時間帯がございますけども、その2名で対応しているというような状況でございます。

駅前の不法駐輪をなくすということですけども、今は優しく、とめてはだめよという形で指導させてもらっていると。もう一つの方法は、置いたら撤去すると。少し強制的なや

り方になりますけども、この2点が考えられるかと思えます。いきなりこれを撤去に切りかえていくというのも、今駅前がきれいな状況で、住民皆様、円滑に利用していただいている状況の中で、いきなり変えるというのはいかななものかというふうに考えておりますけども、撤去ができるような、そうした制度の研究もあわせて行っていかなあかんというふうに考えておりますので、これは早い時期に研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

今後どうしていくのかというのは、検討を進めていかれるということで、鉄道事業者と行政と協力して、この不法駐輪対策はしないといけないという、ちょっと何年か前に法律ができましたので、これはやめるわけにはいかないと。やらないといけないことであるという、そういうものでありますので、これをなくせとかいうことではなくて、今後、これだけの費用を投じているということがいいのかどうかというところで、もっといい方法がないだろうかという検討に入っていく段階ということで検討いただくという意味合いでちょっと質問させていただきました。

本当は鉄道事業者にもっと責任持っていただきたいということですが、忠岡町の負担が大きいというところで、ほとんどが、全員が南海電車に乗る人がそこにとめているということですので、南海電車の利益になっているわけですね。ということなので、もう少し南海電車のほうに負担していただくということを求めていただきたいということで、これはずっと一般質問でも我が党議員がしてますけれども、してますという答えだったと思いますが、その駐輪場の土地を南海電車が安く貸してくれているという、そういう答えだったのですが、その金額でも引き合わないような金額です。674万を出してないので、向こうは。ちょっとそれについて、もう少し鉄道事業者の負担を求めていくということも、ぜひお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

委員長（杉原健士委員長）

次、どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

すみません、それと111ページの泉大津交通安全協会の負担金についてでありますけれども、負担金そのものではなく、これは駅ですね、朝夕の忠岡駅の周辺の混雑ぐあいというのは、事故も起こったりとかして大変危ないです。今は何か大阪府警、泉大津警察署が堺阪南線のところに夕方立って指導していただいと。かなりおまわりさんが立っているだけで、ちょっとみんなグッと気をつけるということがありまして、抑止力になって

いるというんですかね、そういう。ということで、これを駅のほうに立っていただきたいということで、そういう泉大津警察署のほうに朝夕の駅周辺での街頭指導への要望をしていただきたいということなんです。

それともう1点、自転車のマナーが悪過ぎます。スマホを持ちながら、携帯しながら自転車乗っている。ざらです。それを街頭指導でちょっと強化していただきたいということも、それも警察署のほうにお願いしたいと。大変危ない思いを皆さん、声は聞きます。私も大変恐ろしい思いをしまして。ちょうど北出、今下水道を工事しているんですけども、さつき通りの。朝日加工の塀がある中央線をずうっとね、ちょっと交番所のほうにずうっと上がって、ちょっと歩いていったんですけども、そしたら夜ですね、スマホ、上から、高月南のほうからずっと中央線通りの歩道を、自転車でスマホをこんなんしながら、「うわあ、危ないな」と思いながらこっちを歩いていたら、案の定もう全然私に気がつかなくて、暗いもんやから、はねられそうになりまして、大変怖いなど。こっちが気をつけてよけたからいいですけど、自転車を私がよけないといけない、歩道なのにと。歩道は歩く人が優先ですよ。そういう皆さんいろんな人が危険な思いを、自転車のながらスマホとか、聞きながらとかも、大変なね、そういうマナーの悪い、そういう自転車については街頭で指導していただきたいということを、ちょっとそれもあわせて要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

建設課（谷野栄二課長）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

泉大津警察署、堺阪南線で立ち番をしているということでございますけども、1日置きに忠岡町と泉大津で実施をしているということでございました。忠岡町につきましては、堺阪南線駅下がりの交差点で1日置き、朝と夕方、交互に実施をしているということでございます。

駅前にもやっていただきたいということで要望はさせていただきましたところ、大阪府警の考え方で、幹線道路で車のドライバーに対して少しマナーを守る、そうしたことを重点に置いているということで、ちょっと駅前のほうには今現在は行くことはできないという回答でございました。駅前の立ち番につきましては、再度そうした機会に要望は引き続きやっていきたいというふうに思いますけども、現状そのような状況でございます。

それと、自転車の街頭指導ですけども、現在は自転車の安全点検を年5回、スーパーライフの前でやっておりまして、その中であわせて実施をしていくということでございますけども、そうしたスマホ問題等につきましても、こうした機会を利用して啓発を実施していきたいというふうに思います。

それと、取り締まりにつきましては、スマホの問題ということではないんですけども、悪質なルール違反をした自転車運転者に安全講習を義務づける制度が昨年6月に始まっておりまして、年末までの間に全国の警察が摘発したのが7,924件ということになってございます。都道府県別では、大阪が東京を上回り最多であるということで、講習を受けたのが、東京、大阪、岡山の7人ということで、その中で大阪府が5人という結果になっております。これは大阪だけが特別悪いということではなくて、大阪府警が重点的に、特に踏切周りで取り締まりをやっているということで、このような数字が伸びているということでもございました。スマホ問題等につきましても、こうしたことでやっぱりルールに違反した者には厳しい罰を与えていただくということを要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

罰を与えろというふうなことで質問しているわけではないんです。そういう指導をして、しないようにと。安全にお互い通行できるようにという指導をしていただきたいということです。大阪府警、泉大津署、忠岡の駅周辺でそんな街頭指導をしてくれてはったことはありますでしょうか。

建設課（谷野栄二課長）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

スマホ問題等に関して街頭指導したことは恐らくないかと思います。踏切、遮断機の前で取り締まりは数度行ってるということを知っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

取り締まりというか、自転車対象か車対象かがちょっとわかりませんね。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

自転車です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

これから春の交通安全週間が、また4月に入りましたらあると思います。その際に、やはり自転車、駅上がりのところも、街頭でティッシュを、議員もちょっと当番で立ちますけれども、やはり目に余るのを目撃したりしたときに、スーッと通っていかれるので、指導も声もなかなかかけられないというんですかね。やっぱり警察官がおるということで、そこは抑止力が働くように、警察官も来ていただきたいと、その駅のところに、朝夕ですね、ということもあわせて、ちょうどいい機会ですので、ぜひ要望していただきたいと思います。お願いいたします。

委員長（杉原健士委員長）

次の質問どうぞ。

委員（是枝綾子委員）

114ページの大津川河川公園管理委託料についてですけれども、これもずっと数年前、かなり決算委員会で言いまして、ちゃんとしていただくようになったので、大変よかったなと思いましたが、なかなかまだちょっと十分に管理できていच्छらない点があるのではないかということですが、管理のあり方について、報告書等はきちんと、こういった形で報告書を、どんな資料を上げていただいているのかということ、管理はどんなふうにしていच्छるんでしょうかという点ですね。

あと、堆積土砂のしゅんせつは、何かどのように、大阪府に要望していただいていると思いますが、その点については28年度どうなのかと、大阪府のほうはどうなのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

河川公園のまず管理ということですが、これは管理業者から日報と、それから作業を行ったときの写真を毎月提出していただいているところがございます。それと、我々も

月に1回、町内の点検を実施しておりまして、その点検ルートにこの河川公園を入れておりまして、草刈りとかごみ拾いの状況を目視で確認しているということでございます。

次に、堆積土砂の問題ですけれども、数年来、大阪府に要望してまいりまして、28年度から実施をしていただけるということになっております。また、場所とかにつきましては、27年度に測量等の実施をしておりまして、具体的な場所は聞いておりませんが、確実に手をつけていただけるものというふうに考えております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

堆積土砂については大変よかったと思います。早い時期に実施していただけるようお願いいたします。

あと、1点目の委託事業の管理については、きちんと日報と写真もつけてということで、月1回、検査もされているということで、改善されているということで、ぜひきちんと管理を引き続きお願いいたします。

あともう1点だけちょっと、その大津川の河川公園を歩いている方から大変要望が出ているのが、ベンチを置いてほしいという箇所があるということで、それが、ベンチずうっとあるんですけども、ちょうど馬瀬の3丁目あたりから北出、高月南、この区間、あまりないんですね。ないというか、ほとんどないということで、そこから海側のほうはところどころあるんです。それについてちょっとぜひ、距離がね、ちょっとあったら休憩できるのにというところに、かなり長い区間ないので、ぜひベンチを置いていただきたいということで要望がありますので、その点については。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

ベンチにつきましては、今、公園ができて約20年ということで、それと毎年、増水によりまして傷められておりまして、老朽化が進んでおります。これも本年度から少しずつ手をつけていこうということで、改修をですね、危険なところ、危険なベンチが残っておりますので、そこから手をつけていくというところでやっていきたいというふうに考えております。

ご指摘の馬瀬3丁目、高月南のところにつきましては、牛滝川ということで、ちょっとやっぱり増水をして、かなり水深が上がる地域でありますので、設置につきましてはちょ

っと慎重に検討してまいりたいと思いますけども、要望として、改修が終わった暁にはご要望として承っておきたいと思います。

委員（是枝綾子委員）

よろしくをお願いします。

以上です。

委員長（杉原健士委員長）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（杉原健士委員長）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（杉原健士委員長）

次に、115ページから121ページまでの第9款 消防費につきまして、担当課の説明を求めます。

（森下総務課長：説明）

委員長（杉原健士委員長）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

事前にはちょっとお伝えしてなかった分があるんですが、職員の人数ですね。36名ということではありますが、国基準ですね、国の基準が時々変わったりとかするかと思いますが、人員の国基準は何名になってますでしょうか。それに対して36名というのはどうなのかというところを、充足率というんですかね、それも教えていただきたいんです。

消防署（森下孝之総務課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。森下課長。

消防署（森下孝之総務課長）

国が定めます基準人数でございますが、75名となっております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

すみません、75名ということは、36で約50%ぐらいということですが、そこまでとは申しませんが、忠岡町の条例定数ですね、職員の条例定数、きのうちちょっとたまたま議会で話が出たので、ちょっと見てみたら、消防署は条例定数は39名になっております。条例定数では39名ということですが、36名ということで、業務に支障はないかどうか。支障があってはいけない部署だと思いますので、その点についてはいかがでしょうか。

消防署（森下孝之総務課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森下課長。

消防署（森下孝之総務課長）

現在の職員数が、今議員おっしゃる36名が現在員でございます。内訳といたしまして、36名中4人が、今出席させてもらってる4人が日勤の勤務をしております。残りの32名が2部制を引きまして、16名、16名の隔日勤務を実施しており、毎日の最低当務人員が10名という形をとっております。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

火災等があった場合に、夜間はちょっとまた別ですけれども、日中とかで、消防車と火災と、必ず救急車も行きますね。その際に、きちんと搭乗人数というのは確保できる体制になってますでしょうか。

消防署（森下孝之総務課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森下課長。

消防署（森下孝之総務課長）

夜間等におきまして、先ほど申しあげました10名という人数で体制をとっております。まず、救急が発生していないときに火災が発生いたしますと、10人のうち1車に4名乗車しまして、2台が出動いたします。その残りのあと2名は消防署に残留という形

で、無線交信や電話の対応をとります。そして、まずその救急出動があったときに火災が発生いたしますと、とりあえず10名のうち3名は既に救急で出動しておりますので、残り7名という人数になりますので、1台に3名、3名という形で6名出動いたしまして、1名は署に残留して、その対応をするという形を現在っております。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

ということは、本来2名残留しなければいけないのが、1名の残留にしか、そのケースの場合はね。もしそのときに何かあった際が大変怖いなど。連絡、通信する人が1人という場合がちょっと大変、不測の事態が起きた場合はちょっと対応できないなという問題があるなというふうにも思いましたし、あと、消防自動車4名で出動するのが3名で出動しないといけない、1人足りない状態で2台行くという、そういった状況にもなるということで、まあ滅多にそういうことはないかとは思いますが、もしそういったことが起こった際に、十分な人員を確保できているとはちょっと言いがたい状況ではあると。条例定数ではやっぱり39名とありまして、39名あれば、こういったきちんと今言ったケースのときに1車に4名乗ることができるわけですよ。39名だと、救急出動3名乗って、残留も2名あって、1車に4名、2台というのは可能なんではないでしょうか。

消防署（森下孝之総務課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森下課長。

消防署（森下孝之総務課長）

今のご質問なんですけども、条例定数を満たした人員39名が消防署における仮定で、救急出動が出たときに、車両に4名、4名が搭乗し、出動することは今のところできず、4名、3名、救急出動したときに火災が発生すれば、4名、3名の乗車で出動するという体制となります。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

忠岡町の条例の39名というところでも、その救急出動があった際の消防自動車2台には1名足りないということでもありますというのがちょっとわかりました。それも39人の

定数を満たしておらない36名でという体制では、やはり不十分。十分とは言えないと思います。日ごろ何もないというところでなく、何か起こった際のための消防の職員ということですので、これはやはり十分な体制をとっていただく必要があるのではないかというふうに思います。その点で、条例定数の改正も含めて、また増員も含めて、その点からぜひ検討を、増員を検討いただきたいというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

消防署（森下孝之総務課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森下課長。

消防署（森下孝之総務課長）

人員につきましては、その都度役場の人事部局と相談は常に行っております。今、議員おっしゃる条例定数の改正等も含めて、今後検討してまいりたいと思いますので、どうぞご理解のほどよろしくをお願いします。

委員（是枝綾子委員）

よろしくをお願いします。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

117ページに救命士の試験の手数料が出ているんですけど、この方が行って資格を取ると、どういう体制になりますでしょうか。

消防署（森下孝之総務課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森下課長。

消防署（森下孝之総務課長）

現在、昨年、平成27年9月1日より救急救命士養成課程に1名職員を派遣しております。その者が、平成28年に救命士として同乗しますので、その者を入れて、救命士の有資格者が8名で救急活動に従事すると。本町の全ての救急救命士の有資格者は現在13名おりますが、日勤者、役職等により救急活動に従事していない者が6名いるという形で、残りの現在7名、プラス養成課程へ行っている1名で8名という形で28年度から運用してまいりたいと思っております。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

この派遣というのは、どれぐらいの期間になるんでしょうか。

消防署（森下孝之総務課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森下課長。

消防署（森下孝之総務課長）

現在、救急救命士の派遣期間でございますが、9月1日から昨日、3月の14日までおおよそ7カ月間の養成課程となります。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

それで、4月1日からは8人体制ができると。いつもこれをお聞きしてるんですけど、大体8人体制が必要だと。救急の場合の住民の命を守っていくという点で大事なお仕事ですから、これはしっかりと、特に7カ月も研修にかかられるというお仕事ですから、計画的に進めていただきたいというふうに思います。

それから、委員長、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

118ページに、先ほどご説明があったんですけど、消防の救急のデジタル無線が、前年までは、つまり今年度ですね、保証期間であると。それ以降は点検の費用がかかりますということで、大体240万ぐらいですか。これは定期的にしていくということは、何年かに1回、この費用が出てくるわけでしょうか。

消防署（森下孝之総務課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森下課長。

消防署（森下孝之総務課長）

保守点検は毎年実施いたします。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

すると、これまで、機械を据えてからはその費用が発生しなかったけれど、28年度からは毎年この点検の費用が240万ほどずうっと要っていくと、こういう形になるわけですか。

消防署（森下孝之総務課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森下課長。

消防署（森下孝之総務課長）

そのとおりでございます。

委員（高迫千代司委員）

わかりました。それと、そしたらすみません、委員長、もう一つ。

121ページですけれど、泉州水防事務組合の負担金が出ております。これは委員会でもお聞きをしたんですけれど、泉州水防の廃止の条例が1日に決まりました。これを受けて、今年度これ負担金出しているんですけど、年度途中でもなくなるということはあるのでしょうか。

消防署（森下孝之総務課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森下課長。

消防署（森下孝之総務課長）

現在のところ、泉州水防事務組合から、予算に関しましては年度途中等のことはなく、1年通しての予算を計上し、実施するという形で聞いておりますので、その1年間、28年度の予算を計上させていただきました。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

この件に関しては、私が泉州水防事務組合に行っているところからね、堺の市議員さんからいろいろご意見があって、これを続けていくかどうかというのは、そのころからずっと論議しとったんです。論議している中で廃止の条例が出てきましたんでね、これは近い

のかなというふうに思っています。今お聞きしたら、当面はこの予算はそのままでということですが、これが廃止になりますと、忠岡町の独自の体制で水防体制といたしますか、消防署と消防団と建設課の皆さんでやっていけるという体制はつくれるわけでしょうか。

消防署（花野勝也消防署長兼警防課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

花野課長、どうぞ。

消防署（花野勝也消防署長兼警防課長）

組合解散に伴いましての消防力の低下の質問とお受けいたします。消防の任務としましては、水・火災または地震等の災害を防除すると消防組織法で規定されております。忠岡町では、泉州水防事務組合加入以来、消防職・団員が水防団として活動してまいりました。これは解散後も変わることはございません。

また、消防間で結んでいる大阪府下広域消防相互応援協定、並びに大阪府南ブロック消防相互応援協定、これは堺市以南の消防で組んでいる協定でございます。この中でも、火災だけではなく、風水害その他の自然災害が対象の災害となっておりますので、水防力の低下ということには消防ではつながらないと考えております。

以上です。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

そうすると、協力体制はあるということですが、基本的に忠岡町がこの水防団として対処しなければならないというのは、どういう場合が想定されるのでしょうか。

消防署（花野勝也消防署長兼警防課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

花野課長。

消防署（花野勝也消防署長兼警防課長）

海岸線、また牛滝川から大津川、大津川水系の水害に対処いたします。

以上です。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

小さいものであれば、忠岡町の水防団で対応する。広域的で広く大きな事故が起こって

くれば、応援協定も求めて活動してもらおう。逆に、他の地域で起これば、忠岡の水防団もその協定に基づいて行くということはあるわけですね。

消防署（花野勝也消防署長兼警防課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

花野課長。

消防署（花野勝也消防署長兼警防課長）

議員おっしゃるとおりでございます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

そうすると、これまで年に1回、堺の遠里小野川で合同の訓練がされていました。単独になればこれはどういうふうになるわけでしょうか。

消防署（花野勝也消防署長兼警防課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

花野課長。

消防署（花野勝也消防署長兼警防課長）

今のところ、解散になれば、その大和川で行われておった演習は実施されないものと考えております。

以上です。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

そうすると、この忠岡町独自でやるのか、忠岡と大津でやるのかね、それはわかりませんが、訓練はされるんですね。

消防署（花野勝也消防署長兼警防課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

花野課長。

消防署（花野勝也消防署長兼警防課長）

引き続き消防職員には、水防の工法等を習得さすように指導してまいります。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

そうしますと、実際に作業を訓練してされるというのは、消防署の職員さんということになるわけですか。

消防署（花野勝也消防署長兼警防課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

花野課長。

消防署（花野勝也消防署長兼警防課長）

職員・団員でございます。

委員（高迫千代司委員）

わかりました。結構です。

もう一つ、そしたら委員長、すみません。

委員長（杉原健士委員長）

続けてどうぞ。

委員（高迫千代司委員）

最後に消防長さんにお伺いしたいんですが、別に私たちは進めてほしいというふうに思っていて聞かせていただいているわけではありません。消防の広域化、これがこの忠岡に残る消防職員の方々ですね、その人たちがこれ以上減ったら困るというふうに私たちは思っています。そうした中で、広域の話が進んでくればどうなるのかという心配もあります。そういうことも含めて、今その話はどのような形になっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

消防署（森野博志消防長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

消防長。

消防署（森野博志消防長）

委員おっしゃる消防の広域化ですけども、平成26年、27年の決算委員会で、前田長市議員、また三宅議員からも質問があり、答弁させていただきましたが、大阪府からも広域に関しての問い合わせが今のところ全然ないというような状況でございます。それと、平成26年4月以降ですけども、消防間でも検討会をその4月まで進めていたんですけど

も、26年4月以降は検討会も開いていないという状況で、今のところ何ら変わっていないというのが現状でございます。

委員（高迫千代司委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

高迫委員。

委員（高迫千代司委員）

そうしますと、大きな市を除いて、残りのところでやるというふうな計画も全く進んでいない。あらわれてもいないと、こういうふうに聞かしていただいたらよろしいわけでしょうか。

消防署（森野博志消防長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

消防長。

消防署（森野博志消防長）

おっしゃるとおりです。

委員（高迫千代司委員）

わかりました。結構です。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

120ページの備品購入費に関連してであります。忠岡町の消防は備品、機械器具の国基準から照らしてみても、不足しているものはございますでしょうか。

消防署（森下孝之総務課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森下課長。

消防署（森下孝之総務課長）

120ページに記載の備品でございますが、ここに記載させていただいておるのは、消防団の非常備のほうの備品でございます。非常備に関しましては、装備の基準というのが改正されまして、それに基づく装備を計画的に整備を実施している途中でございます。現在まだ全ては整備はできておりませんが、これも計画的に、現本町の消防団が所有していない備品を計画的に整備する予定でございます。

委員（是枝綾子委員）

はい。委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

何年で全部そろそろ計画でしょうか。

消防署（森下孝之総務課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

どうぞ。森下課長。

消防署（森下孝之総務課長）

一応、装備の機材に関しましては3年をめどに考えております。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

消防団の備品については3年で大体そろそろということで、あと、常備消防というんですか、消防署のほうでは、国基準から照らしてちょっと足りない、不足しているものというのはございますでしょうか。

消防署（森下孝之総務課長）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

森下課長。

消防署（森下孝之総務課長）

常備の消防のほうの備品でございますが、本来、本町におきましても救助隊というのが必要でございますが、現在その救助隊というのは設置しておりません。それに基づく救助隊に関する基準の装備というのがございます。それに基づきまして、本町におきましても計画的に整備、または現在あるものであれば、年数がたてば更新という形で進めておりますので、大規模災害が起こったときは当然大きな機材が必要となります。そういう場合は本町は所有しておりませんので、そういう場合は大きな消防、例えば岸和田市、和泉市等近隣の消防に応援要請をいたしまして、そういう機材を持ってきてもらうという形になりますが、小さなものであれば本町の常備消防で整備できております。

以上でございます。

委員（是枝綾子委員）

委員長。

委員長（杉原健士委員長）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子委員）

わかりました。以前、和田町長が就任、初登頂の日に、火災が役所の前でありまして、そのときに堺のほうからすごい大きなはしご車、初めてみましたけれども、応援に来ていただいたという、そういう協定があって、そういう形で補っていくと、大きなものについてはということですね。

あと、機器材についてはそろっていらっしゃるということで、救助隊がないので、その点についてはまた今後検討というところで、必要に応じてまた設置も考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（杉原健士委員長）

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（杉原健士委員長）

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（杉原健士委員長）

異議なしと認めます。延会することに決定いたしました。

あす16日は、午前10時より再開いたします。当日は教育費から始めたいと思いますので、よろしく願いします。委員、理事者の皆さん、長時間にわたりまして本日はどうもお疲れさまでございました。これにて延会いたします。

（「午後7時35分」延会）